

令和 2 年

笛吹市議会
第 4 回定例会会議録

令和 2 年 12 月 1 日 開会

令和 2 年 12 月 18 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第199号

令和2年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和2年12月1日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	古屋	始芳
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	保坂	利定			

不応招議員（なし）

令和 2 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 日

令和2年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和2年12月1日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会関係諸般の報告
日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
日程第 5 議案第136号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第137号 笛吹市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第138号 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第139号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 議案第140号 笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第141号 笛吹市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第11 議案第142号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
日程第12 議案第143号 笛吹市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第144号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
日程第14 議案第145号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について
日程第15 議案第146号 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第16 議案第147号 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第17 議案第148号 令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第2号)について
日程第18 議案第149号 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程第19 議案第150号 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第20 議案第151号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第21 議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市クリーンセンター)

- 日程第22 議案第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について（いさわふれあいセンター（なごみの湯））
- 日程第23 議案第154号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代福祉センター）
- 日程第24 議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居福祉会館（山ゆりの湯））
- 日程第25 議案第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居児童センター（学童保育室））
- 日程第26 議案第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川児童館（学童保育室））
- 日程第27 議案第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川地域振興交流センター）
- 日程第28 議案第159号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居産地形成促進施設）
- 日程第29 議案第160号 公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川農産物直売所（おごっそう家）、芦川活性化交流施設）
- 日程第30 議案第161号 公の施設に係る指定管理者の指定について（すずらんの里、兜造り茅葺古民家「藤原邸」）
- 日程第31 議案第162号 公の施設に係る指定管理者の指定について（みさか桃源郷公園）
- 日程第32 議案第163号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふるさと公園、八代南森之上多目的広場、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）
- 日程第33 議案第164号 公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃の里ふれあい文化館、いちのみや桃の里スポーツ公園、一宮スポーツ広場）
- 日程第34 議案第165号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代総合会館、若彦路ふれあいセンター、働く婦人の家、若彦路ふれあいスポーツ館、八代中央スポーツ広場、八代中央水泳プール、八代南部スポーツ広場）
- 日程第35 議案第166号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川総合会館（YLO会館）、境川スポーツセンター）
- 日程第36 議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里、芦川スポーツ広場、芦川テニスコート）
- 日程第37 議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂花鳥の里スポーツ広場、御坂体育館、御坂テニスコート、御坂テニス&キッズ広場）

日程第38 議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スコレーセンター、スコレーパリオ、石和中央テニスコート、石和農村スポーツ広場、石和清流館）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	古屋	始芳
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	保坂	利定			

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

3番	山田	宏司	4番	河野	正博
----	----	----	----	----	----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年笛吹市議会第4回定例会を開催をいたします。

令和2年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入り日中は暖かい日が続いていますが、朝夕はめっきり寒くなり、次第に冬を感じられる季節になってまいりました。

本日、12月定例会が招集されましたところ、議員をはじめ関係者の皆さま方にはご出席をいただき、ここに開会できますことは誠にご同慶に堪えないところであります。

改選後の初議会となる令和2年第4回臨時会で議長選挙に立候補し、11月16日付けで議長に就任をいたしました。改めまして、その職責の重さを痛感しているところであります。

現在、地方自治におきましては、行政と議会が切磋琢磨して自立した自治体経営と地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことが求められております。

二元代表制の一翼を担う議会は、行政の監視機能はもとより政策立案機能の充実に向けて精力的に取り組んでいかなければなりません。

笛吹市議会では、平成27年、議会基本条例を制定し、議会報告会を開催するなど開かれた議会を推進しておりますが、この流れを止めることなく、議会のあるべき姿と課題を協議・検討し、本市議会の現状をしっかりと自己評価した上で、議会改革の一層の推進に努めてまいりたいと思います。

また、市民の皆さまの声をしっかりと行政に届け、市民に身近で信頼される笛吹市議会の実現に努めてまいります。

そして笛吹市議会は市民の代表として、その負託と信頼に応え、市民の皆さまのために何ができるか、実行力のある議会を目指して全力で傾注してまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、県内でも感染が広がっているところでありますが、市内の学校関係者や市役所職員など身近なところからも感染者が出るなど、非常にひっ迫した状況にあります。

引き続き市民に寄り添った対策を検討し、なおかつ感染防止に全力を尽くしていかなければなりません。

さて、今議会には市長より条例の一部改正案9件、令和2年度補正予算案7件、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案18件が提出されます。

議員の皆さま方には会期中の格別のご精励をいただき、慎重審議を尽くされ、市民の皆さまの安全・安心な生活の安定に寄与されるとともに、議事運営につきましても特段のご協力を賜りますよう、お願いを申し上げて開会のあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。
なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第3番 山田宏司君および

議席第4番 河野正博君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月18日までの18日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願はありませんでしたので、その旨ご報告いたします。

続いて、監査委員から令和2年8月分から令和2年10月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 議案第136号から日程第38 議案第169号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和2年笛吹市議会第4回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位

ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大の状況についてです。

山梨県内においても、新型コロナウイルスの感染者が急増していることを受け、県は、第3の波が来ているとの認識を示し、最大級の警戒をしてほしいと呼びかけています。

本市においても、複数の感染者が確認されており、市内の発生状況等を踏まえ、防災行政無線、市のホームページ、広報紙等により、市民の皆さまへ感染予防対策の徹底について啓発をしています。

市役所では、税務課の職員1人が新型コロナウイルスに感染し入院をいたしました。これまで以上に、3密を避ける、マスクを着用する、手洗いやうがいをする、換気をこまめに行うなどの基本的な感染防止対策に全職員で取り組んでまいります。

また、市民の皆さまが安心して来庁いただけるよう、アクリル板越しの窓口対応、カウンターや物品の消毒などの感染防止対策を行っています。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染が拡大することによる医療現場の混乱を防ぐため、保育所や学校で集団生活を送っている1歳から18歳の子どもたちに対し、インフルエンザの予防接種費用のうち、1回あたり2,500円を助成する子どものインフルエンザ予防接種事業を10月1日から来年1月31日まで実施しています。

また、11月1日から発熱や咳などの症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターではなく、かかりつけ医や身近な医療機関に電話で相談をしてから、受診することとなりました。

11月7日の新聞折り込みによるチラシで、市民の皆さまへ周知したところですが、医療機関における混乱を避け、適切な対応ができるよう、ご協力をお願いします。

次に、第30回山梨県中学校駅伝競走大会の結果についてです。

11月3日の山梨県中学校駅伝競走大会において、一宮中学校男子駅伝チームが、初優勝を飾りました。2区での区間新記録の達成とあわせ、各区間で好記録を収め、一度も首位を譲ることのない完全優勝を果たしました。

また、石和中学校男子駅伝チームも4位に入る活躍を見せ、両校は12月5日に茨城県で開催される関東大会に出場します。今後の更なる活躍を期待しています。

次に、第43回山日YBS旗争奪山梨県市町村対抗壮年男子ソフトボール大会の結果についてです。

笛吹Aチームが11月14日の決勝戦に勝利し、笛吹勢として2年ぶり9度目の頂点に立ちました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのスポーツイベントが中止になる中開催された今大会に懸ける選手の思いは強く、優勝を目標に掲げ練習に励み、チームが一丸となり見事優勝を果たしました。

次に、「ヌーボーdeカンパイFUEFUKI2020」についてです。

11月3日の県産新酒ワイン「山梨ヌーボー」の解禁にあわせ、午前0時に県下で最も早く「山梨ヌーボー」が味わえる「ヌーボーdeカンパイFUEFUKI2020」がオンラインを活用したカウントダウンイベントとして開催をされました。

今年は、市内10ワイナリーの代表者と事前に「山梨ヌーボー」を購入した約50人のワイン愛好者が「山梨ヌーボー」を楽しみました。

次に、モモのせん孔細菌病秋防除についてです。

市内全域の桃の圃場において、本年度もせん孔細菌病対策の秋防除として、9月中旬から10月下旬にかけて、3回のボルドー液の一斉散布が実施されました。

防除が行われていない圃場の所有者など51人に対しては、JAと連携し、個別に防除の呼びかけを行うなど、引き続き、地域ぐるみで徹底した防除を進めていきます。

次に、介護予防教室の開催についてです。

10月から感染拡大予防策を講じながら、いくつになっても元気でいきいきとした生活が送れるよう「いきいき百歳体操」等を中心とした介護予防教室を開催しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や体を動かす機会が減少している高齢者の食事、着替え、移動などの日常生活動作の低下が懸念されるため、自宅で介護予防が行える内容としています。

次に、第24回全国小学生・中学生俳句会についてです。

本年は、俳壇の巨匠である郷土の俳人、飯田龍太先生の生誕百年にあたります。この節目の年であります今回の俳句会には、3万3,748句の応募があり、42都道府県の小中学校510校からの作品と合わせ、アメリカ在住の小学生からも作品が寄せられました。

12月19日には、いちのみや桃の里ふれあい文化館において表彰式を開催し、文部科学大臣賞をはじめとする入賞作品を発表します。

次に、おくやみコーナーの開設についてです。

ご家族が亡くなった際に必要となる手続きは多岐にわたり、ご遺族の負担となっていることから、必要となる手続き、関係する課への案内などを円滑に行うための専用窓口として、令和3年1月12日に市民窓口館2階にある戸籍住民課におくやみコーナーを開設します。

市民の皆さまには、市のホームページや広報紙で周知していきます。

続きまして、本日、提出させていただきました案件につきまして概略をご説明申し上げます。

提出させていただいた案件は、条例案9件、補正予算案7件、指定管理者の指定に関する議案18件、合わせて34案件です。

はじめに、条例案です。

まず「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、地域審議会の設置期間が令和2年3月31日をもって終了したことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、その他条例改正8件については、いずれも関係上位法令等の改正に伴うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7億3,685万円を追加し、総額を432億935万円としています。

歳入の主なものは、地方交付税1,562万円、寄附金2億9,633万円、繰入金4億1,072万円をそれぞれ追加しています。

歳出の主なものは、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済的に影響を受けている小規模事業者に対して支援金を支給する、小規模事業者支援金支給事業に2億9,207万円を計上しています。

次に、ふるさと納税の寄附額が12億円となる見込みから、返礼品等に要する経費を、ふるさと納税事業に1億3,954万円を追加しています。

また併せて、ふるさと納税などの寄附額が増加することに伴い、まちづくり基金に2億9,

633万円の積立金の追加を行います。

そのほか、病院群輪番制病院の医療機器の整備を支援するため、救急医療事業に2,823万円を計上しています。

続きまして、特別会計の補正予算案は、国民健康保険特別会計をはじめ4会計において、総額2,191万円を追加しています。

続きまして、公営企業会計の補正予算案は、水道事業において資本勘定に1,435万円を追加するとともに、公共下水道事業において収益勘定、資本勘定において、合わせて680万円を追加しています。

続きまして、「公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案について」です。

令和3年3月をもって指定期間が満了する38施設および新たに指定管理を導入する3施設について、令和3年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりまして、ご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月2日から12月8日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月2日から12月8日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は12月9日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

令和 2 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 9 日

令和2年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和2年12月9日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第136号—議案第169号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	古屋始芳
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	保坂利定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩を行います。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「市長提出議案 議案第136号から議案第169号までを一括議題とし、上程議案に対する質疑」および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは9名から17問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とし、発言通告に基づく再質問は2回まで行うことができますが、再質問は新たな事項を取り上げることはできません。

また、通告した内容から逸脱したり、新たな事項を取り上げたりした場合は、議長の議事整理権に基づき発言を制止いたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

質問に入ります前に、これからも市民の皆さまの希望の声、英知の声をしっかり受け止め、施策に反映をできるよう努めてまいります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについてお伺いいたします。

行政手続き文書だけでなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。国において行革担当大臣が推し進めている、この押印廃止について、言われているとおり約99%の中央省庁の行政手続き文書の押印が実際に廃止された場合、本市の行政文書においても国と何と何が国と連動しているのかなどを判断して、今から廃止対象のリストの洗い直しが必要となります。

押印が必要となる行政手続き文書がいくつあって、そのうち、国と連携せざるを得ない文書はいくつあるか、市単独で判断できるものがいくつかなどというように、早急にリスト化が必要と考えます。

内閣府規制改革推進室によると、こうした国の流れに合わせて自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルを策定するという事になっておりますが、そのマニュアルを待ってから策定するのは遅いと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えいたします。

押印廃止に向けた今後の対応についてです。

行政手続きの押印廃止については、本年7月、総務省からの通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の中で、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、行政サービスの効率化や効果的なサービスの提供に資するため、積極的に取り組むこととされています。

本市においては、例規集で押印を伴う手続きを確認したところ、1,151件の例規のうち、様式中に押印の表示があるものが約400件と抽出できましたが、この他にも、各部の事務手続きから類推すると、内規または要領等に基づく書類においても、申請や届出時に押印を求めものが相当数存在するものと考えております。

このことから、これらの見直しが必要となる具体的な行政手続きの件数については、直ちに把握することは困難ですが、国からのガイドラインの提示に備え、現在、見直しが必要な例規、書類の洗い出しについて、調査等の準備を進めているところです。

また、来年度当初予算において、この見直しの対象となる行政手続きのリスト化および、これに連動して行う例規改正等に必要の予算措置を予定しているところであり、今後、この見直し業務については、遺漏のないよう適宜対応していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありますか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。何よりも住民サービスの向上のため、国の動きを察知しながら、山下市長のリーダーシップのもと、しっかりと早めに対応を期待しております。

それでは、2点目に移らせていただきます。

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化について、お伺いいたします。

住まいは生活の基盤であり、全世代型社会保障の基盤です。しかし、空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、また頻発する災害による被災者の対応も急務となっております。

そしてまた、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンを払うのに悩む方が増えており、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は、待ったなしの問題と考えます。

そこで、本市における居住支援に関わる取り組みについて、以下質問させていただきます。

1として、コロナ禍において生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が爆発的に、全国的に増えております。そこで、本市における申請件数ならびに支給決定件数、また昨年と比べてどの程度増えているのか、併せてお答えください。

2点目としまして、住居確保給付金は、最大9カ月まで支給されます。コロナ禍で対象拡大がなされた方々が路頭に迷うようなことがあってはならないよう、就業支援の強化等を通じて経済的自立の支援、また、家賃の安価な住宅への住み替えの推進、公営住宅の積極的な活用、生活保護の受給など本人や家族ニーズや状況等に応じたきめ細かな支援が必要と考えますが、いかかでしょうか。

3点目としまして、支給期間終了後、公営住宅に移る、生活保護を受給するといった選択肢がありますが、公営住宅についてのという選択肢は、極めて限定的です。また、生活保護を受けたくないという方もおられます。こうした現状に対応するためには、第3の選択肢として福祉部局、住宅部局が連携し、住宅セーフティーネット制度の活用を早急に取り組んでいただきたいと思っております。

住宅セーフティーネット制度においては、住居確保が困難な方専用の住宅を、セーフティーネット住宅に登録し、家賃および家賃債務保証料の低廉化にかかる費用に対し補助を行う制度があります。

国土交通省は令和3年度予算概算要求において、この家賃低廉化制度の補助限度額の拡充するとともに、地方公共団体が必要と認める入居者の公募手続きの除外するというのも盛り込んでおります。これが実現しますと、住居確保給付金の支給を受けた低所得の方がお住まいになっている住宅をそのままセーフティーネット住宅に登録でき、家賃補助を受けながら転居させることなく、そのまま住み続けることができるようになります。

また、家賃補助は大家さんに直接納付されますので、大家さんも滞納の不安もなく、安心して貸し続けることができます。

そこで、コロナ禍で大変な思いをなさっている方々に対して、福祉部局と住宅部局が連携し、住宅セーフティーネット制度を、早急にこれに取り組んでいただき、家賃低廉化制度による支援で自立を促していくという仕組みに積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、住居確保給付金の申請件数および支給決定件数、ならびに前年との比較についてです。

住居確保給付金は、離職や廃業で収入が減少し住居を失うおそれがある方を対象とし、再就職に向けた活動を行うことなどを要件に、次の就労までの一定期間、家賃相当額を支給することにより、住居および就労機会の確保を支援する制度です。

令和元年度の支給状況は、申請件数、支給決定件数ともに7件でした。一方、令和2年度の支給状況は、これまでに申請件数が118件、支給決定件数が113件となっています。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年4月から、休業に伴って収入が減少し離職などと同程度の状況にある方も支給対象となったことなどで、申請件数が大幅に増えている状況にあります。

次に、生活困窮者本人や家族のニーズに応じたきめ細やかな支援についてです。

現在、本市では、生活困窮者に対する相談窓口を開設し、住居、就労、健康等、様々な困りごとに関わる相談に応じ、必要な支援を行っています。

住居確保給付金支給要件緩和措置の延長期間終了後においても、引き続き、健康で自立した生活を送れるよう、生活や住宅、経済状況等を聞き取り、ご本人やご家族のニーズに応じた、きめ細やかな支援を行っていく必要があると考えています。

次に、住宅セーフティーネット制度の積極的な活用についてです。

この制度は、既存の賃貸住宅などを活用し、高齢者、子育て世代、低所得者、障がい者や被災者等の住宅確保要配慮者が入居しやすい住宅を確保するための制度です。

制度の3つの柱は、「入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」と「登録住宅の改修や入居者への経済的な支援」「住宅確保要配慮者に対する居住支援」です。

現在、笛吹市には、県へ登録するセーフティーネット住宅のうち、家賃低廉化補助の対象となる専用住宅の登録はありませんが、低所得者などの居住支援として、低家賃の公営住宅を案内しています。

なお、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度と登録住宅の改修や入居者への経済的な支援の活用については、住宅政策や福祉政策の観点から研究していく必要があると考えています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。厚生労働省の来年度予算概算要求の中には、今年度補正予算で措置されました生活困窮者の住宅の確保、定着支援が盛り込まれております。これは居住支援法人と、また生活困窮者支援の窓口で連携をしまして、そして居住支援を進めていくという事業でございますが、本市におかれましても、プロジェクトチームをつくって議論しながら、そして福祉部局、住宅部局が連携して、この住宅支援のこの事業も取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

住宅確保要配慮者への支援につきましては、答弁の中でもお答えしたとおり、本市ではまずは市営住宅へのご案内が基本になると思います。そのために、市営住宅の空き情報などの情報を福祉部局と共有を深めて、連携を強化していくことが大事であると考えております。

その上で、住宅セーフティーネット制度や生活困窮者等への住まいの確保、定着支援などにつきまして、県内の状況等を注視しながら、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑・および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。コロナ禍で大変に生活が困っている方々に対しましては、住宅の問題、支払えない、こういった方々に対しましては、住宅の家賃が払えないだけではなく、いろいろな相談をしてみますと、いろいろな問題を抱えておられます。様々なリスクがありますので、どうかこうした方々の支援をするためには、包括的な支援体制が必要と思いますが、来年4月から改正社会福祉法も施行されます。この中には、断らない相談体制の具体的な重層的支援体制の整備事業も盛り込まれておりますので、本市におきましても、こういった事業を積極的に進めていただきたいと思いますと考えますが、最後にご見解をお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾福祉事務所長。

○福祉事務所長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、標建設部長のほうから答弁もありましたように、住宅部局と、それから福祉部局、様々な部局と連携した中で、先進地の事例を検討して、前向きに考えていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

大変にありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時30分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、落合俊美君の質疑および質問を許可します。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、2つほど質問をさせていただきます。

10月25日執行されました笛吹市長選挙および市議会議員選挙におきまして、市長選では山下市長の当選と、市議会議員選挙におきましては、議席におります19名の議員が当選いたしました。市民の負託に応えるべき努力をしなければいけないと、その重責を痛感しているところでございます。

市議会議員当選の4人の新人議員におきまして、新会派新しい風の会、新風会を結成させていただきました。昨日、境川町寺尾地区にあります甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、甲府・峡東クリーンセンターにおきまして、山梨県内におけるごみ処理広域化について、堀内環境副大臣との意見交換会に、先輩議員とともに新風会新人議員も参加させていただき、ごみの減量重要性およびリサイクルについて勉強してまいりました。これからも積極的に研修および勉強を重ね、早く先輩議員に追いつけるよう努力し、市民の負託に応えていきたいと思っております。

それでは、通告によりまして質問をさせていただきます。

最初に、市政運営に当たっての基本姿勢について伺います。

市長選挙で多数の市民の皆さまの信任を得て当選されました山下市長に、心からお祝いを申し上げます。山下市長の長い政治家人生において培われました経験と実績、政治家としての手腕、そして何よりも1期目の市政運営が市民の皆さまより高く評価されたと思えます。

さて、山下市長は、第2次笛吹市総合計画において、目指すべき市の将来像として「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、その実現に向けて積極的に施策、事業の展開を図っています。市民の皆さまに夢と希望を与える笛吹みんなの広場の整備。桃のせん孔細菌病防除対策、産業振興を図る新道峠展望台の整備、農業塾の開設、境川石橋工業団地の拡張。子育て支援策としての春日居学童保育施設の整備や子育て世代の住宅取得の支援。このほかにも市政各分野において顕著な実績を上げています。

市長選挙における山下市長の公約を拝見いたしましたが、「防災新時代、命を守るまちづくり」の地区防災計画や各家庭の災害時行動計画のように、行政区や市民の皆さまとの協働を意識した新たな取り組みが見られ、2期目の山下市政にも大きな期待を抱いているところでございます。そこで山下市長2期目の市政運営に当たっての基本姿勢を伺います。

(1) 基本姿勢について。

(2) 公約に掲げた施策、事業にどのように取り組んでいくのか。

(3) 副市長は言うまでもなく、市長を補佐する立場としてどのように推進していくのか、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

この質問に対しては、市長、副市長の2名が答弁を行います。

まずはじめに、山下市長。

○市長（山下政樹君）

落合俊美議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、基本姿勢についてであります。

私は、市政は市民の幸せのためにあるべきという基本理念のもと、一貫して「市民ファースト」の市政運営に努めてきました。今後も「市民ファースト」を基本とした、この考え方に変わりはありません。

本市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちにしたいとの思いから、第二次笛吹市総合計画において、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を将来像に掲げ、3つの基本目標のもとに施策、事業を展開しているところであります。

これからも、市民の皆さまと対話をしながら、施策や事業を着実に推進するとともに、新たな課題にも積極果敢に取り組み、市の将来像を実現するため、失敗を恐れずチャレンジを続けてまいります。

次に、公約に掲げた新たな施策や事業にどのように取り組むかについてです。

公約に掲げた新たな施策、事業についても、スピード感を持って、進めていきたいと考えています。

そのために、市役所の職員には、私とともに市政を推進するという意識のもとに、すべての職員が自らの役割をはっきりと自覚し、その責任を果たすことを求めています。

今後、限られた財源、限られた職員数で、新たな行政ニーズに的確に応えるとともに質の高い行政サービスを提供していくためには、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、優先順位の低い事業を廃止する必要があります。また、職員一人ひとりの業務内容を見える化を図り、無駄の排除、手順の見直し、ICT技術の導入などを進め、業務の効率化に取り組みます。そして、行政リソースをしっかりと確保し、市民の皆さまの期待に応えていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

次に、副市長。

小澤副市長。

○副市長（小澤紀元君）

落合俊美議員の一般質問にお答えいたします。

副市長は市長を補佐する立場として、どのように役割を担うかについてでございます。

私は、山下市長の「市政は市民の幸せのためにあるべきという基本理念のもと、本市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちにしたい」という思いを共有してまいりました。

これからも、市長を補佐し、職員の先頭に立ち、市長が公約に掲げた施策や事業を実現し、市政を着実に推進するために、私に与えられました役割と責任を果たしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ただいま山下市長より2期目に当たり、市政についての基本姿勢と事業推進についての決意を伺いました。また、小澤副市長より市長が公約に掲げた施策や事業を実現し、姿勢を着実に推進する旨の答弁がございました。

市長は、市政は市民の幸せのためにあるべきという基本理念のもと、市民ファーストを基本とし、笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、生活できるまちづくりを目指している答弁でした。大変素晴らしい目標だと思いますけれども、実際には大変時間もかかると思います。しかし、努力をしていただきたいと思います。

広報ふえふき12月号によりますと、今回の任期においては、災害対策を重要課題とし、「防災新時代、命を守るまちづくり」を掲げ、自助、共助、公助の役割を明確にしていく。また、働きながら安心して子育てできる環境を整えるため、市民の病児・病児後の施設の設置、サッカー、ラグビー、軽スポーツ、おそらくこの軽スポーツの中にはグラウンドゴルフも含まれていると思います。多目的グラウンドの整備が掲げられております。また事業の推進については、スピード感を持って進め、職員には市政を推進するという意識のもと、すべての職員が自らの役割を自覚し、その責任を果たすことを求めていきますという答弁がございました。

そこで、山下市長の公約を実現するには、市政ナンバー2の副市長の陣頭指揮が大きく作用すると思っております。

先ほど、副市長の答弁は、役割、責任という言葉が出てきましたけれども、この役割、責任について、もう少し具体的な説明を求めます。

○議長（保坂利定君）

小澤副市長。

○副市長（小澤紀元君）

それでは、落合議員の再質問にお答えいたします。

私は、市長の掲げた施策を実現するため、そして安定的に市民の生活に関わる諸事業を遂行するために、市長の意思をしっかりと受け、市役所内部の統括的立場として、各部局の監督、そして事業の推進のために取り組んでいきたいというふうに思っております。

具体的にということでしたので、例えば部局間にまたがる問題等、そして諸課題につきましても、その調整や協議に関わり、取りまとめも行います。また、様々な部局、そして組織、団体等の難しい問題や課題につきましても、関係者の皆さんのお声もお聞きしながら、問題解決にあたってまいりたいというふうに思っているところでございます。そのときには当然、市長に相談をいたしまして、市民、市長が求めている方向で事業がしっかりと構築できるような、そんな努力をしてまいりたいと思っております。

また、今年度はコロナ禍でありましたので回数は少ないわけですが、市長は国、県、そして関係機関等に市長が自ら出向いて諸施策の実現のために働きかけを、活動を行っているという状況でありますので、そういうときには市内での公務に参加できない場合もございます。そういうふうなときには、私が市長の代理として、市長の思いというものをしっかりと

伝えして、会合等に出席をします。

ほかにも、例規で定められました委員会だけでも26の委員会が、私は所属をしております、そういうふうな中で委員長や座長などを務めており、各種の計画の立案、そして入札関係の審査、そして諸事業等、案件がたくさんありますので、その検討など、市長への答申、施策をつくっていったり、また会議に課せられました内容の取りまとめ等を行っております。

一例を紹介いたしましたが、これからも引き続き、山下市政の推進のために与えられた職責を果たすべく頑張っておりますので、議員の皆さま各位のご指導とご助言を改めてお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

どうもありがとうございました。市長の公約を実現するには、やっぱり副市長の腕にかかっているといっても過言ではないと思いますので、全力で取り組んでいただきたいと、このように思います。

続きまして2問目、有料指定可燃ごみ袋の価格見直しについて伺います。

平成29年4月に有料指定可燃ごみ袋が導入されてから3年8カ月が経過いたしました。可燃ごみの減量化の推進、ごみの分別化が熱心に取り組んでおり、有料ごみ袋導入の所期の目的はほぼ達成されているように思われます。

一方で、目的を達成するためには、市民の皆さまに一定の負担を感じていただくように、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合を構成する甲府市、山梨市、甲州市と比較して2倍の価格設定を行ったと伺っております。

市は導入前から価格設定の理由等について、市民の皆さまに説明を行ってきましたが、組合を構成する他市との価格差について、市民が十分理解されているとは言えないのではないのでしょうか。また、頭の中で理解していても日々の買い物の際、その価格差を感じ、不満を蓄積されているようにも感じます。特に家庭を預かります女性の皆さまより大きな声をいただいております。

山下市長は、公約に有料指定可燃ごみ袋の価格見直しを掲げておりますが、こうした市民感情を肌で感じ取ってのことだと推測いたします。そこで、有料指定可燃ごみ袋価格見直しについて、基本的な考え方について伺います。

(1) 見直し後の価格は、いくらぐらいを予定するのか。

(2) 見直しの時期は、いつごろから実施するのかを伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

落合俊美議員の一般質問にお答えいたします。

見直し後に予定している価格および見直しの時期についてです。

有料指定可燃ごみ袋の導入から3年が経過しましたが、甲府・峡東ごみ処理施設事務組合を構成する甲府市、山梨市、甲州市と比べ販売価格が高いことについて、多くの意見をいただい

ていることから、有料指定可燃ごみ袋の価格の見直しを検討することといたしました。

ただし、粗大ごみについて、本市では無料で収集していますが、甲府市では有料で収集、山梨市および甲州市では収集しておらず、市民が市内の環境センターに持ち込む方法を取っています。このため、有料指定可燃ごみ袋の価格の見直しにあたっては、可燃ごみ袋の価格だけでなく、ごみ処理に関する手数料の全体を他市と比較する中で検討する必要があります。

これまでに伺った多くの市民の皆さまの声を踏まえて、今後は、市としての見直し案を取りまとめ、廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、答申を受けた後、議会への説明をしていく中で、価格や変更時期について、市の考えをお示しします。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ただいま市民環境部長より答弁がありましたけれども、価格および時期についての明確な答弁がございませんでした。いつごろ廃棄物減量等推進審議会をするのか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

審議会の開催の時期ですけれども、市としての見直し案を取りまとめて、なるべく早い時期にやりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

それでは一日も早く市民の方に報告できるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

新風会の岡由子でございます。

ただいま落合議員が2問質問いたしました。そのうちの2問目の有料指定可燃ごみ袋の価格見直しについて、関連質問をいたします。

落合議員の質問において、有料指定可燃ごみ袋の価格の見直しについて、他市に比べ販売価格の高いことについて、多くの意見をいただいていることから、有料指定可燃ごみ袋の価格の見直しを検討することとしましたと答弁がありました。見直した場合、ごみ袋の収入の一部として新生児や在宅介護者など、おむつを日常的に利用している方へ、ごみ袋の無料配布を行う

ことで経済的負担の軽減を図ったり、各地区において収集された資源物に応じて奨励金を交付しておりますが、有料指定可燃ごみ袋の料金改定後、おむつを日常的に使用している方へのごみ袋の無料配布と各地区への奨励金の継続について、どのようにお考えになっていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

岡議員の関連質問にお答えいたします。

ごみ処理に関する手数料全体的な見直しの中で検討をしています。今の質問の中の乳幼児、在宅の寝たきり高齢者へのごみ袋の無料配布、行政区への資源物の奨励金等につきましては、なるべく市民へのサービスを低下させないように検討してまいります。

以上です。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

はじめに、このたびの笛吹市議会議員選挙におきまして、笛吹市民の皆さまより5度目の負託をいただきました。私はこれまで以上に初心を忘れず、笛吹市の市政発展と市民生活向上のために、政策の実現のため切磋琢磨してまいりたいことをここにお誓い申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問させていただきます。

1問目として、笛吹市版「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」の導入について伺うでございます。

環境省の統計調査では、2004年度の犬・猫の殺処分数は犬が15万5,870匹、猫が23万8,929匹に比べ、2018年度には犬が7,687匹、猫が3万757匹と、この14年間でかなり少なくなったとはいえ、いまだ一定数の殺処分が行われております。

また、本年6月11日付けの産経新聞によれば新型コロナウイルスによる外出自粛要請で、にわかペットブームが到来し、思わぬ悲劇も起こっているといわれております。

特にペットショップの売上高が例年の2倍になるところもあり、一方で自粛要請が解除された5月下旬ごろから、都内の動物の保護施設には、毎日のように子犬や子猫が送り込まれてくる。飼育放棄の結果である。まさに異常事態であるとの記事がありました。

また、本年11月には、神奈川県海老名市で起こりました不衛生な環境の自宅で猫139匹を飼育して虐待した動物愛護法違反の疑いで書類送検された報道もありますとおり、登録のない猫を無計画な管理で繁殖し、これを許し、多頭飼育崩壊など大きな社会問題となっております。

こうした中、昭和48年9月に制定されました動物の愛護及び管理に関する法律の理念に基づき、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と、所有者不明猫の行政での引き取り数の減少および地域活動を支援し、行政による猫の殺処分ゼロの早期実現を目的に、公益財団法人どうぶつ基金が2005年から動物愛護事業の基軸として行っている、さくらねこ無料不妊手術事業が大きな役割を果たしていると思われております。

最近の近隣の实情としまして、南アルプス市では、令和元年度よりどうぶつ基金を活用して、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）で発行しているチケットの交付窓口となり、協力病院で不妊手術できるようボランティア団体にチケット配布を実施しております。

また、甲府市でも本年10月よりふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を利用したガバメントクラウドファンディングを利用したプロジェクトを実施しております。

本市笛吹市といたしましても、先進自治体の取り組みを参考に、同事業の早期実現を求め、以下のとおり、市当局のご見解を伺います。

1. 動物保護に対する市の取り組みの状況と今後の見通しについてでございます。

アとして、例年開催されております犬・猫の不妊・去勢手術補助金制度の利用状況はでございます。

イとして、野良犬・野良猫や多頭飼育等、市民の苦情や要望に対する市の取り組みについての状況は、

ウとして、市役所に一時保護された動物の保護管理状況と周辺住民への周知対応は、

エとして、本年度保護関連（捕獲・保護・避妊／去勢・その他）当初予算と執行状況についてお伺いします。

最後にオとして、近隣甲府市が取り入れましたガバメントクラウドファンディングの活用はでございます。

2つ目としまして、関係団体、特に市民保護活動団体や獣医師会、その他との包括協議会の設置についてでございます。

アとして、市民や保護活動団体、獣医師会、行政区長会等から同事業を望む声はあるか。

イとして、峡東3市ほか近隣自治体との情報共有の实情は、

ウとして、その他市民ニーズに対応した市の連絡・周知方法はでございます。

以上、1問目といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、動物保護に対する市の取り組みと今後の見通しについてのうち、犬・猫の不妊・去勢手術補助金の利用状況についてです。

令和元年度の実績は犬が110頭86万円、猫が447頭256万6,700円、合計557頭342万6,700円の補助を行いました。

続いて、野良犬・野良猫や多頭飼育等に対する市民からの苦情等への対応についてです。

係留されていない犬が発見された場合は、笛吹市犬取締条例第4条第1項に基づき、住民の協力を得ながら、市職員が捕獲作業を行っています。

猫については、飼い主に係留の義務がなく、飼い猫と野良猫の区別が付きづらいことから、基本的な対策として、猫に対して無責任な餌やりをしないことを、市の広報紙やホームページなどで周知しています。

また、猫を保護するための根拠となる法令等がないことから、市民の皆さまから捕獲を依頼されても市職員が捕獲することはできません。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項および山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第19条に基づき、交通事故などで負傷した猫や生まれたての猫で、親猫も飼い主もおらず放置すると死亡するおそれのあるケースについては、保護しています。

多頭飼育に関する苦情については、10頭以上の多頭飼育を行う飼い主は、県へ届け出ることになっていますので、峡東保健所と協力しながら、苦情の内容に応じた対応を行い解決にあたっています。

続いて、市役所に一時保護された動物の保護管理と周辺住民への周知についてです。

保護した犬の飼い主が分からない場合には、笛吹市犬取締条例第4条第2項に基づいて公示を2日間行い、公示期間満了の翌日まで保護します。その間、犬の登録台帳で特徴の似た犬を探し、その飼い主に連絡をして犬が行方不明になっていないか確認を取っています。

猫を保護した場合は、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第19条に基づいて、県が公示を2日間行い、公示期間満了の翌日まで保護します。猫の場合は、犬のように登録制度がないため、保護した場所の周囲で、住民に直接聞き込みをしたり、チラシを掲示するなどの方法により飼い主を探しています。

続いて、犬や猫の捕獲、不妊・去勢手術等に関連する本年度の当初予算と執行状況についてです。

本年度の当初予算は406万4千円で、10月末現在191万5千円を執行し、執行率47.1%となっています。

続いて、ガバメントクラウドファンディングの活用についてです。

飼い主のいない猫を管理し、繁殖の防止、発情期特有の鳴き声の抑制等を図るためには、さくらねこ無料不妊手術事業の対策は有効だと考えられます。

一方、その財源としてのガバメントクラウドファンディングについては、ふるさと納税の制度を利用して寄附を募る仕組みであるため、事業の財源として安定的に見込むことが難しいと考えています。

次に市民や保護活動団体、獣医師会などとの包括協議会の設置についてのうち、市民や保護活動団体、獣医師会等から包括協議会の設置を望む声についてです。

議員ご提案の市民の保護活動団体、獣医師会等で構成する協議会の設置を望む声は、今のところ伺っておりませんが、犬や猫等ペットに関する様々な分野の課題を包括的に協議する場に

については、その必要性を含め研究したいと思います。

続いて、峡東3市ほか近隣自治体との情報共有の現状についてです。

山梨県は、動物の適正な取り扱いの普及啓発、動物の愛護および管理、犬の登録、狂犬病予防注射事務などについて相互に連絡調整を図ることを目的に、県、市町村および獣医師会で構成する山梨県動物愛護及び管理連絡協議会を設置しています。

笛吹市では、この連絡協議会の峡東支部に属しており、その中で、動物の愛護や保護に係る情報共有や連絡調整を図るとともに、必要に応じて他の近隣自治体とも連携をしています。

続いて、その他市民ニーズに対応した市の連絡・周知方法についてです。

連絡協議会峡東支部では、犬や猫等に関する市民の相談窓口になるとともに、犬や猫の飼い方マナーの啓発、犬のしつけ方教室および猫の飼い方教室等を開催しています。これらについて、市の広報紙やホームページ、回覧チラシを活用し、市民の皆さまに周知しています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。今、市民環境部長からのご答弁をいただきましたけれども、2問のうちの2番目、関係団体の包括協議会の設置について再質問させていただきます。

先進自治体では、包括協議会、いわゆる多頭飼育崩壊も含め、今、登録されているペットにおきましても、これまで人口減少、高齢化によりまして、これからだんだん手放す方が増え、それが野良犬、野良猫、飼い主のいない状況になるということがありまして、これはまさに地域での見守りも含めた、いわゆる包括的、福祉また環境、防災も含めた包括的な協議会の設置が望まれ、すでに行われている自治体がございます。

県でも県の動物愛護指導センターを中心として、今、全市町村に向けてのこのTNR活動を中心とした、見守りに関する説明会も行われるというふうにも伺いました。こういうことを含めまして、さらに設置が急務だと考えますけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

包括的な支援につきましては、市民やボランティア団体、獣医師会等の連携を研究するとともに、ペットを飼養する高齢者の相談や、災害時における避難所へのペットの持ち込み、様々な問題があります。このことから、関連部局と連携も取りながら、今後、方策を探っていきたいと思います。

以上で、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。私も、地元の自治会の執行部を経験させていただいた中で、やは

り野良猫・野良犬等々での苦情等も聞かれるところもあります。特に高齢の独居世帯の方が施設へ入る、またお亡くなりになるということで、犬・猫が飼い主のいない状況になるということがあります。今後はやはり、行政区も含めた大きな中での取り組みが求められますし、また望まれない命を増やさない、また行政の殺処分ゼロを目指して、今後とも議会活動の中で訴えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目に移らせていただきます。

2問目といたしまして、笛吹市版「空き家解体促進補助金事業」の導入について伺うてございます。

防災や衛生面などで、地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、公明党といたしましても、地方議員と国会議員が連携して、制定を大きくリードいたしまして、空き家対策特別措置法が議員立法で、国で平成15年5月に全面施行をされました。

私も、これまで2011年3月議会、ならびに2014年12月議会の一般質問等で、笛吹市の空き家対策条例の制定に向けて早期実現を訴えてまいりましたところ、2018年9月議会におきまして、ようやく条例が可決いたしました。

本議会では、さらに倒壊の恐れのあるなど危険な空き家、また老朽の空き家の解体を促進するため、所有者等が自ら危険な空き家の解体を行う場合において、解体費用の一部を助成する先進事例、類似団体であります6万1,110人の先進自治体であります愛知県田原市には2019年度より実施している田原市空き家解体促進事業補助金を参考に、笛吹市といたしましても個人所有の空き家の解体を促進するための起爆剤となるよう、同事業の早期実現を求めまして、以下のとおり市当局のご見解を伺います。

(1) 空き家対策に対する市の取り組みの状況と今後の見通しについて。

アとして、市内空き家の判定基準とされますA、B、C、Dの軒数はどのくらいか。

イとして、市内の特定空き家に対する市の取り組み状況はどうなるか。

ウとして、個人所有の空き家解体を促進する市の対応について伺い、2問目の質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、空き家対策における市の取り組みと今後の見通しについてのうち、市内空き家の判断基準A、B、C、Dの件数についてです。

平成28年度の空き家調査の結果判明した306件に、その後、市民や行政区等から相談が寄せられ調査した結果増えた件数と、所有者により解体され減少した件数を合わせますと313件です。

内訳は、小規模の修繕等により再利用が可能なAランクが81件です。

管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性はないBランクが181件です。

今すぐ倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しいCランクが44件です。

倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高いDランクが7件です。

市内の特定空家に対する市の取り組み状況についてです。

特定空家とは、倒壊などの危険が切迫する空き家のうち、道路や隣地へ保安上危険となるものや著しく衛生上有害となる恐れのあるものなどについて、空家対策協議会に諮り認定するものです。

認定いたしますと、助言指導、勧告、命令を経て代執行の手続きに順次進むこととなりますが、現在市内で特定空家に認定されたものはございません。

今後、調査を進める中で空家対策協議会において協議してまいります。

また、管理不全の状態にある空き家が危険な状況となった場合、一定の条件の下、特定空家の認定手続きを待たず、緊急安全措置を行うことのできるよう市条例に規定されており、今年度に1件の危険排除を実施しています。

空き家の解体を促進する市の対応についてです。

平成27年度の空き家等対策の推進に関する特別措置法施行後、市内の空き家等に対する市民や行政区等からの相談や所有者に指導を行った案件の中には、解体が望ましい状態であるが費用面の問題で実行に移せないという状況のものもありました。

そのため、近年の県内他市町の動向等を参考にしつつ、空き家等の解体に対する補助制度を令和3年度実施に向け検討を進めています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。ただいま、建設部長のほうから令和3年度に向けての検討を開始しているというふうにお伺いいたしました。

先ほどご紹介いたしました愛知県の田原市の状況としましては、いわゆる危険な空き家とされるところに対しまして、一定額50万円。そして、またそれに伴わないけれども、空き家とされるところには20万円ということとされてお伺いしております。今、解体費用が約坪4万円から6万円というふうにいわれている昨今でございます。特に消費税が上がり、また人件費が上がっている状況の中で、なかなか相続等々も含めて解体作業に躊躇するところが多いというふうにも伺っております。どうか一日も早い同事業の実現することを望みまして、以上、私の質問を終了させていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時35分といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきまして、新風会の河野正博が一般質問をいたします。

山下市長ならびに行政の皆さん、および同僚の議員、先輩議員と真剣で真摯な議論を積み重ね、密度の濃い議論の中から、より良い笛吹市になりますよう努めてまいります。

私の質問は、防災に関してであります。

1点目は、防災対策に係わる予算および施策について、お伺いをいたします。

私の住んでいる石和町下平井区は、昨年、台風19号が接近した折に緊急避難指示（レベル4）が発令されまして、防災組織を動かして、素早く避難場所まで無事に避難ができました。

ところが、笛吹川の土手が崩落いたしまして、遊歩道の下はそっくり流され、もう少しで土手本体まで被害が及ぶということになりました。私どもは、とてもそれに危機感を覚えました。

実は、県の管理の土手なものですから、笛吹市役所さんのほうは、特に直接関係がなかったわけですが、山下市長ならびに防災関連の各部署の方が、下平井区とともに応援をいただきまして、1週間たったときには、すでに暫定ですが補修工事が完了いたしました。さらにこの12月1日、今年の12月1日から本格的な工事がスタートいたしました。

その節は非常にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。この場を借りまして、お礼申し上げます。

さて、その防災対策に係わる予算について、お伺いをいたします。

1番は、令和2年度の防災重点施策と防災に関する歳出予算額、ならびに令和2年度予算総額に対する防災関連予算額の比率を伺います。

また、防災関連重点施策の進捗状況と、それを踏まえた今年度の達成見通しをお伺いします。

さらに2番目としまして、防災関連事業の総括を踏まえ、来年度の防災指針と重点施策についてお伺いします。

3番目、限られた財源の中、防災力を強化するためには、市民の皆さんの共助力に期待すべきと考えますが、重点施策にこの共助力強化の施策を加えるべきと考えます。当局の見解をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

河野正博議員の一般質問にお答えいたします。

まず、令和2年度防災関連歳出予算額および予算総額に対する比率ならびに防災重点施策の進捗状況および達成見通しについてです。

土木関連予算等を除く総務部所管の防災に関する歳出予算額は、令和2年度一般会計当初予算において4億4,037万2千円で、予算総額に対する比率は1.37%です。

また、令和2年度に重点的に取り組んでいる防災事業は5事業あり、具体的には、水害に特化した職員対応マニュアルの策定、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設マニユ

アルの策定、災害時に効率的に被害情報の収集や情報共有を行うための統合型GIS防災システムの構築、災害種別ごとの避難方法の周知徹底、それから各避難所の運営マニュアルの策定に取り組んでいます。

各事業の進捗状況と達成見通しは、令和元年度の台風19号襲来時の対応について検証した上で、水害に特化した職員対応マニュアルおよび新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設マニュアルを策定し、全職員に徹底の上、本年度の総合防災訓練において対応方法を確認しました。

また、災害時の効率的な被害情報の収集や共有を行うため、電子地図上で被害箇所を表示し、航空写真や災害時優先道路など、様々な情報を重ねて表示できる統合型GIS防災システムを構築し、総合防災訓練において、このシステムを活用した演習を行いました。

さらに、災害時における避難方法の周知については、災害種別に応じて開設する指定避難所の一覧や、時間の経過に沿った市民の避難行動などをまとめた冊子を作成し、全戸配布を行うことで周知を図りました。

各避難所の運営マニュアルの策定については、各地域の代表者や施設管理者など避難所運営委員に避難所開設訓練に参加いただき、新型コロナウイルスの影響が長期化する中における避難所の運営方法等を確認いたしました。

次に、来年度の防災指針と重点施策および重点施策に共助力強化の施策を加えるべきについてです。

来年度の防災に関する取り組み方針は、市の防災力強化のため、自助、共助、公助の役割を明確にしつつ、それぞれが機能し、連携する仕組みをつくることを目指します。

また、重点的に取り組む事業として、共助力を強化するための地区防災計画策定に対する支援を考えています。

この計画は、地域の特性に応じて、予想される災害、避難行動要支援者の避難誘導、在宅避難者の支援、指定避難所の運営、具体的な防災対策、防災マップなどについて、行政区が自らまとめるものでございます。計画策定作業を通しまして、地域住民相互に連携、協力して地域の防災力を向上させるため、共助の仕組みをつくるものでございます。

この計画の中では、避難所の運営についても触れることから、指定避難所を単位とするモデル行政区を募り、先進事例として策定作業を支援し、そこで得た計画策定のノウハウを、事業完了後、順次、他の行政区での計画策定につなげていきたいと考えております。

また、自助力の強化のため、わが家の災害時行動計画の策定を促進するための支援についても取り組んでいきたいと考えています。

これは、あらかじめ世帯ごとに、災害種別に応じて、時間の経過に沿った行動計画を立てることで、災害時に迷わず避難が取れるようにするものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。1つだけお願いは、いろいろマニュアルをつくる折に、行政区のほうで、受け取り側の問題かもしれませんけれども、やらされ感が強い感じがします。十分に

行政区の状況を把握されるということですので、心のほうも把握していただいて、一体となってやるような防災を心掛けていただきたいと、私も頑張りますので、ぜひお願いをしたいと思います。

ちなみに、私のところでは、1軒あたりホイッスルを配りまして、声が出なかったらそのホイッスルを吹けという指示、非常に細かい話ですが、その細かいやつを一つひとつ積み重ねることが大事ではないかと思っておりますので、そのへんもご考慮いただければありがたいです。

次に、笛吹市市有地防災に関する活用策および行政区間相互の防災パートナーシップについて、お伺いをいたします。

実は、笛吹市の市有地、空き地、未管理地も含めて、それを土嚢の砂利置き場とか、中間防災倉庫などに活用できないか、お伺いをいたします。

具体例を挙げれば、私の部落の下平井969番地、通称、仲良し広場と呼んでおりますが、中川1478番地(市営東部団地空地)にかなり広い空き地がございます。もう1つ、市部120番地1(市営石和長塚団地跡地)、これも今、空き地になっております。このような空き地は面積の大小にかかわらず、かなりの数が市の中に点在してございまして、場合によってはそれが雑草で使えない状況、あるいはそこが困ったので、行政区がそれを、市役所の手が回らないところもありますので刈り取ったりして使えるようにしているような状況もあると思います。

このような空き地を防災用として活用することで、利用価値が高まりますし、また管理を行政区にお願いするにしてもやりがいのある草刈りになるというふうに感じております。

これをまず1点目、お伺いしたいと思います。

2番目は、緊急時避難手段として、行政区間相互の防災パートナーシップができないか、これをお伺いをいたします。

災害がもし発生した場合は、人的にも市役所の公助だけではどうにもならない。なおかつ、先ほどから言われているように、スピードのある対応が難しゅうございます。したがって、こういうときにですね、自分の行政区だけではどうにもならない場合もありますので、行政区間でパートナーシップを結び、安全な民家へ避難できるシステムを、市役所の指導の下に、お考えできないかどうかお伺いをいたします。

1番に、私が思うところは、最大の防災力である、共助地域の育成と活用が図れると思います。例えば私の住んでいる下平井区と、お隣の東町区が行政区パートナーシップを結んだとします。お互いがお互いの状況を思いやる心が生まれたり、それぞれの区がそれぞれの区の状況に応じて受け入れたり、受け入れてもらったりすることで、行政区間がまず手をつなげるところがございまして。

2番目は、個人対個人では、無管理状態に陥ることがあります。先ほど避難所の運営の中でも、あるいは行政区にお願いする中でも、実際に下平井区なら下平井区が一体、何人避難できたのか、あるいは避難できなかった人が何人なのか、そういうことを報告する。市役所のほうに報告するということがございまして。この場合、個人個人のパートナーシップだと、これが非常に分かりにくい。あるいは分からなくなってしまうことがあると思います。行政区間を利用することで、このへんも改良できるのではないかとこのように考えております。

また、現在、緊急避難場所のキャパシティ、収容人員が非常に問題になっているというふうに考えています。それで、この民間の共助の力を利用することで、そのキャパシティ問題にも何らかの解決策の1つになるのではないかと思います。

さらに昨今、コロナが流行っておりますので、キャパシティ問題は非常に緊急な問題だと思いますけども、これをなるべく早く解決する1つの手段として考えております。

それから二次効果としては、お互いの思いやり精神が醸成されると思います。

もう1つ、5番目の効果としては、防災施設等は莫大なコストがかかると思います。また維持管理に向けては、必ず施設は老朽化します。しかしながら人の心というものは、皆がその気になっていけば、半永久的に、継続的にそれが力となります。共助の力の優れているところは、一番がそこだというふうに私は考えています。

実は私は、5歳のときに台風で襲われまして、私の家は中壊、全壊でなくて中壊の被害を受けました。私の行政区は中川区だったものですから、中川区のほうに逃げようと思いました。ところが東風が非常に強かったものですから、中川区には逃げることはできませんでした。したがって、下流の下平井区のほうに流れ流れて、一番先にあったお家に避難をいたしました。

私はそのときに、その家の方が私たち家族を温かく迎え入れてくれて、そして無事避難をすることができました。私は今でも、そのお家のことをよく覚えております。その心は、この64になった現在でも、その家の前を通ると、この家に助けられたという心があって、もしもこの家に何かあった場合には、何かなくても、この家の人たちのために恩返しができたかなというふうにいつも思っております。

そんな共助の心というのは、必ず笛吹市の役に立つと。笛吹市民は共助の心が優れた地域だと思っております。ぜひ行政の力もそこを最大限に活用していただいて、防災力発展のために尽くしていただきたいと思っております。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

河野正博議員の一般質問にお答えいたします。

まず、土嚢置場や防災倉庫などへの市有地の活用についてです。

本市では、南海トラフ地震や東海地震等の大規模災害時における避難者数を7千人と想定し、3日分のアルファ米等の主食や毛布、災害用トイレなどを旧町ごとに拠点となる防災備蓄倉庫8カ所に備蓄しています。

令和3年度からは、災害直後、円滑に避難所の開設、運営ができるよう、37カ所の指定避難所等に順次防災備蓄倉庫を設置する計画です。

自主防災組織や行政区につきましては、市の自主防災組織防災設備整備費補助金制度を活用していただき、公民館等に自主防災備蓄倉庫を設置し、有事に備えていただいているところでございます。

また、水害時に必要となるスコップや防水シート、蛇籠、土嚢袋などの資材については、市内の主要河川の近くに設置している21カ所の水防倉庫に備蓄しております。

土嚢については、経年劣化が激しいため、本市では土嚢を作る砂を市役所本館および各支所にストックしており、気象情報をもとに随時土嚢を作成し、配布しています。各地域においては、消防団各部を中心に消防詰所や公民館において土嚢を作成し、補充、管理を行っています。

議員ご提案の、市が所有する空き地などを活用した複数の行政区で行う水防活動などに必要な資機材を備蓄するための防災倉庫や土嚢置場の中間的な場所への設置など、防災用としての

土地利活用につきましては、その必要性を含め、研究をしてまいりたいというふうに思います。

次に、緊急時を想定した行政区相互の防災パートナーシップについてです。

浸水被害を想定した安全に身を寄せられる避難先を確保するためのパートナーシップ協定については、長野県の飯田市における先進事例があり、行政視察を行いました。

これは、個人同士の避難先確保のための協定であり、分散避難の1つの方法として、本市においても導入することができるか検討を行っているところですが、議員ご提案の行政区間相互のパートナーシップについても併せて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。防災については、るる申し上げましたが、施設を使わない状態が最もふさわしいわけです。いざ使うとなったら、非常に緊急度を要するような問題であります。ぜひ民の共助力を十分活用できるような施策を練っていただいて、市民とともに命を守る行動を一刻も早く強力なものにしていただきたいと思います。私の質問にいたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、神宮司正人君の質疑および質問を許可します。

8番、神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

笛新会の神宮司正人です。許可をいただきましたので、学校教育現場のコロナ対応について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が日本に入って来てから、11カ月にならんとしております。われわれは今や第3波の真っただ中にあると言わざるを得ない状況下であり、国内外はもとより本県、本市でも11月に入ってから感染拡大に急激に見舞われ、11月の感染者数は本県で実に延べ130人ほどを数えております。12月に入っても本日まで約90人近くの感染の確認をみております。本市内においても県立高校の部活動からと思われるクラスターにより市内小中学校の児童・生徒が感染し、また教師や一部家族にまで感染が広がっているとのことでご

ざいます。

市役所内の職員、消防団幹部の感染等々、大変な状況が続いております。

春先の感染、2波の夏場の感染時は、感染のピークがやや下火になってきてから重篤者の比率が非常に上がってきたのに対し、この秋から冬にかけての第3波の感染は、爆発的な感染拡大とともに、重篤な患者さんも同時進行的に拡大を広めているという違いがあるように思います。

この間、不幸にしてお亡くなりになられました方々に対しまして、心からのお悔やみを申し上げるとともに、また重篤な患者さんの医療に対し、自身の感染の危険をも顧みず、必死な思いで患者さんの回復のために日夜携わっておられる医療従事者の皆さま方に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

またこの間、10月に行われました本市の市長、市議の統一選挙において見事2期目の当選を果たされ、本市のかじ取りを引き続き行う山下市長は、選挙前の市内全小中学校への自動水洗の設置をコロナ感染防止の観点から決断され、実行され、着々と整備に向けて準備されております。

また、公約どおり、早速にも今議会で素早く補正予算を組み、医療関係機関への機器の助成、子どものインフルエンザ予防接種事業に続き、小規模事業者に対しまして支援金を支給する小規模事業者支援金給付支給事業等に対しまして、総額約3億円を計上されましたことは、本議会でこのあと慎重審議されることとなりますが、誠に時機を得ているご決断、ご判断で、市民目線、市民ファーストであると私個人、心から評価をいたし、感謝しておるところであります。誠にありがとうございます。

ウイルス弱者である高齢者、また将来を担うべき子どもたちの命、このコロナ禍からしっかりと守りきることは喫緊の課題であります。

そこで、本市の教育委員会でも先月初旬、市内小中学校の子どもたちに感染が入ってきたことに対してまして、日夜大変なご努力をいただいていることと思いますが、本市の対応をお伺いいたします。

まず1点目、本市所管の小中学校の児童生徒また家族の方々の感染の状況等、メディア発表以後の状況は、市の教育委員会としてどのように把握をされているのか、お伺いいたします。

2点目、感染された子どもたちのその後の回復の状況、また子どもたち、教師等の教育現場への復帰の状況は、その後どうなっているのか、お伺いをいたします。

3点目、復帰されている子どもたちも多くいると思いますが、校内・クラス内において風評被害、あるいはいじめ等の状況はあってはいけませんが、実情はどうかお伺いをいたします。

4点目、不幸にして感染した子どもたち、あるいは感染に対してナーバスになっている子どもたちのための心理的ケアが必要であると考えますが、その対応はいかがなのか伺います。

最後に5点目、小中学校での授業再開後の学校内外での各種行事、例えば修学旅行等の実施状況、それはどうであるのか、どうであったのか、また、今後の予定はどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

神宮司議員の一般質問にお答えします。

まず、児童生徒や家族などの感染状況等の把握についてです。

保護者には、児童生徒または同居家族に感染者が発生したり、濃厚接触者に特定されたりした場合には、速やかに在籍校に連絡していただくよう周知しています。

仮にそのような連絡があった場合は、当該校から市教育委員会へ報告されるとともに、その後のPCR検査の結果についても報告を受けることで、小中学校の感染状況等を把握しています。

次に、感染した子どもや教師等の回復状況についてです。

入院して治療することにより順調に回復し、すでに学校生活を送っています。

次に、学校内などにおける風評被害やいじめ等の状況についてです。

感染者が発生した学校では、11月16日から学校を再開していますが、差別や偏見につながる言動や、特定の児童生徒を責める様子は見られず、通常の学校生活を送っています。

次に、子どもたちへの心理的ケアについてです。

心理的ケアについては、教職員が児童生徒の様子を見る中で保護者と相談し、または児童生徒や保護者の要望を受け、各校に配置されているスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っています。

また、感染者等に対する接し方や新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を授業等で身に付けさせるとともに、教職員によるきめ細かな配慮や相談体制の充実に努めています。

次に、授業再開後の各種行事の実施状況と今後の予定についてです。

修学旅行については、すべての小学校で実施しましたが、中学校では、すべての学校で中止となりました。

また、運動会や学園祭については、市内すべての小中学校で、短縮化・簡素化して開催することができました。

今後の行事についても、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じ、実施の可否を判断することになりますが、開催方法の工夫や感染症対策を徹底しながら実施していく予定です。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

教育部長から答弁をいただきました。ありがとうございます。もう少し詳しく、具体的な回答をいただきたかったところですが、保健所の決まりや個人情報の関係でしょうか、詳細な回答はいただけなかったわけですが、回答では入院し、治療したことによりまして、その後順調に回復し、すでに学校での生活に戻っているとのこと、安心をしているところがございます。

その1、2点目の質問の回答ですけれども、議長が当初申しましたように、簡潔明瞭、あるいは簡明率直と、そのことも大切ですが、簡潔すぎて感染に至った状況ですとか、また回復し、学校復帰後の子どもたちの状況がなかなか見えてこないのは私ばかりではないと思いますので、いま一度伺いをいたします。もう少し詳しく、個人特定等に差し障りがないような感

じで結構ですので、お答えをいただけませんか。1、2点につきまして。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

学校での感染状況の公表は、学校名や学年などの情報を公表することによりまして個人が特定されたり、いじめや風評被害につながる恐れがありますので、詳しい内容は控えさせていただきます。

まず中学校ですが、11月11日に教員の感染が確認されました。当日に保健所に調査が行われ、濃厚接触者はありませんでした。そのあと教職員、生徒の一部120名ほどを接触者として特定しまして、行政検査でありますPCR検査を、県内医療機関において実施されることになりました。

最終的に、生徒につきましては計4名の感染が確認されましたが、そのほかの教員、生徒につきましては、PCR検査の結果は陰性ということになりました。

中学校につきましては、文部科学省のガイドラインや県の指針に従いまして、12日と13日は休校をいたしまして、校内の消毒等を行いました。PCR検査の結果を受けまして、16日からは学校を再開しましたが、当該学年につきましては、24日まで半日の授業をして対応をしたところでございます。

小学校につきましては、12日に児童1名の感染が確認されました。13日に学校を休校しまして校内の消毒を行いまして、13日に保健所の調査の結果、濃厚接触者はなしという結果でございまして、接触者が34名特定されまして、14日、PCR検査を実施し、その結果は全員が陰性ということでした。この結果によりまして、16日から学校を再開しております。

その後の状況ですけれども、感染者につきましては入院をして、治療をして対応をしました。長期入院のために体力が若干低下している子どももいるわけですけれども、教員、児童生徒につきましては、11月後半から順次登校しまして、12月までには全員が復帰している状況でございます。

学校では再度、感染予防の徹底を図って学校活動を行っているわけでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

だいぶ細かいところまで、私も把握させていただきました。ありがとうございます。

それから3点目の質問の回答では、11月16日から学校は再開をされました。しかし、差別、偏見につながるような言動、特定の児童生徒を責めるような様子は見受けられず、子どもたちは通常の学校生活を送っているというふうな回答でございました。

メディアで、私たちが時々目にするような事態が本市の小中学校では起きていないということと胸をなでおろしているところでございますが、ぜひ安心をしないでいただきたい。小規模の小中学校だ、中学校ですと特に違いまして、大きな学校になればなるほど、クラスの人数も多

くいるような学校では、教職員の目が届きにくくなると。からかいやいじめ、なかなか分かりづらいところも出てまいります。

ぜひとも現場では、先生方も大変であると思っておりますけれども、しっかりと目につきにくいこと、あるいは目につきにくいような時間帯も気配りしていただけるように、よろしく願いをしておきます。

先生方もGIGAスクールへの対応を含め、多忙な上にまた、なお多忙を極まりなくて大変でしょうけれども、将来を担う子どもさんたちのために、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。

4点目の回答では、心理的ケアについて要望に応じ、各学校に配置しておるスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることが可能である。また、感染した子どもたちに対する接し方、感染症に関する正しい知識を授業等で教え、教職員によるきめ細やかな配慮と相談体制の拡充に努めると回答をいただきました。

まさに子どもたちに、中には今、70%ほど、このコロナに対し、何らかのナーバスになる心配事や、心の不安を抱いているとの調査結果もございます。

今やこの新型コロナウイルス感染症はいつでもどこでも、誰にでも感染を引き起こしても決して不思議ではない、そのような事態になりつつあります。12月に入り、県の東部地区のクラスターによる集団感染、また北麓地域の県立高校等のクラスター発生が出てまいりました。

感染した人々に対する偏見ではなく、感染した人々を思いやれるような教育が今まさに必要なときであると、私は考えております。市の教育委員会は、県の教育委員会とも連携をさらに密にとつていただいて、子どもたちに偏見、あるいは差別、いじめが決して及ばない対策を、ぜひともお願いをしたいと思っております、切に要望しておきます。

最後に5点目の回答もいただきました。運動会、学園祭については、すべての学校で規模を短縮、簡素化をして実施をされた。また、修学旅行については、小学校はすべて実施、中学校においてはすべてが中止だと、そのような回答でございましたが、4月の新学期早々から非常事態宣言による学校の閉鎖で勉強や部活の制限、各種の行事の簡素化等で勉強ばかりでなく、友人との会話の機会も制約されていまして。進学を控える中学3年生は、誠に気の毒でなりません。

この暮れ、正月を何とか無事に乗り切っても、すぐに年明けには受験がやってまいります。心身ともに成長する生徒にとりましては、一生の思い出づくりの場のはずであった修学旅行がコロナの影響でできなかったことは、一生涯、子どもたちの記憶に残ってまいるはずでございます。

どうか教育長はじめ、市の担当幹部の皆さま方、良い知恵を絞って、何とか中学3年生のための思い出づくりの機会を考えていただけないでしょうか。

私も私なりに、先日からあれやこれやアイデアを考えているところですが、どこに行ってもこの急激なコロナの渦の真っ只中、また子どもたちへの時間的制約を考えますと、良い知恵がなかなか浮かんではまいりません。

最後に、このたびの本市内の児童生徒の感染、またケア等に関する全般について、長年教育現場で携わってこられ、今、教育長としてのお立場でございますけれども、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。教育長、よろしく願いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

神宮司正人議員の再質問にお答えをします。

コロナ禍における学校には、新型コロナウイルス感染症マニュアルに対応した学校運営が求められているところです。まずは児童生徒、教職員の体調管理の徹底、手洗い、マスクの着用、換気など感染症対策を徹底しながら、児童生徒の学びをしっかりと保証してまいりたい、こんなふうに考えております。

感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別につながる行為があってはなりません。市内小中学校での感染者の発生を踏まえ、偏見や差別、いじめなどいわれなき人権侵害の発生を防ぐための取り組みをさらに徹底していきたいと考えます。

また、同時に該当する児童生徒や不安を抱える児童生徒の心身の状況の把握に努め、児童生徒に寄り添った支援を丁寧に行っていきたいと考えております。

それから中学校の修学旅行中止は、感染拡大の状況を踏まえた苦渋の判断ではありましたが、議員ご指摘のとおり、生徒の心情を察しますと本当に心苦しい思いがいたします。代替りの行事の検討を求めているところですが、学校によっては感染の状況を見て、何らかの行事の実施を考えたい、こんなふうな報告も受けているところです。

いずれにしても、一人ひとりの感染予防に関する行動が自分や家族の命を、そして社会を守ることに、このことをですね、教職員、児童生徒、保護者で共有し、新しい生活様式を踏まえた学校生活、教育活動の推進に努めてまいりたいと、こんなふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありますか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

本当に教育長、ありがとうございます。子どもたちをしっかりと守りきっていききたいというふうなことで、子どもたちの思い出もつくっていただけるような配慮、すごく私自身も伝わってきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

市内の学校等の感染の状況、私どもも、議会にも逐一報告をいただいておりますけれども、一般的にとかく個人情報重視する観点から、情報の保護は大事かと思ひますけれども、感染の事実だけを匿名で公表するだけではなくて、この感染症の特徴を併せて伝え、無用な心配、差別、迫害は決して必要ないということも、丁寧に説明することが大切であると思ひます。

また、われわれ大人も地域や社会も冷静に受け止めて、不安になることは理解できますけれども、日常生活の中で、今や感染してしまう病気であり、決して特別なことではない。私たちは、子どもたちばかりの学校生活だけではなく、一般社会にあつても差別やいじめなど、決してあつてはならないということも、繰り返し繰り返し考える必要があると思ひます。

以上、お話をさせていただきましたが、当局には大切な子どもたちをしっかりと守りきる、その誠意ある決意と非常に真摯な答弁をいただきましたこと、これに対し心から敬意と感謝を申し上げ、質問を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時00分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。日本共産党、渡辺正秀でございます。

日本でもコロナ感染拡大は、いよいよ深刻な事態を迎えております。ハグ、キス、ノーマスク当たり前の欧米ほどの流行ではありませんが、アジアで公衆衛生が行き届いている国々と比べると感染者数は著しく日本、多いのでございます。人口100万人あたりの累計感染者数は12月6日現在、日本の2,288人に対してベトナム14人、台湾30人、タイ59人、中国65人、韓国744人でございます。これらの国々はサーズ、マーズ等の流行経験に学び、個人個人の感染防止対策とともに検査、追跡、保護隔離を徹底しコロナの封じ込めを行っております。日本政府はウィズコロナ、コロナとともになどと言って、そもそもコロナを封じ込める姿勢を持っていなかったと思います。コロナ対策は、まず国がしっかりしなくてはなりません。同時に市民の命と暮らしを守るために市としてやれる対策、やるべき対策をしっかり行うことが必要ではないでしょうか。

私は6月議会において、コロナ感染拡大の第2、第3の山、特に冬場の感染拡大をどう防ぐか質問し、提案を行いました。公費によるインフルエンザ予防接種については、子どもについて1回2,500円の補助が実現されました。コロナ封じ込めの一層の対策が必要です。6月議会に引き続きコロナ対策のうち感染拡大防止対策、命と健康を守る対策を取り上げます。以下伺います。

（1）日本政府および県のコロナに取り組む姿勢、対策をどう思うか。国・県に対して求めることは何か、伺います。

（2）インフルエンザ予防接種の接種率は高齢者、壮年層、子どもでそれぞれいくらになったか、伺います。

（3）市民の外来受診を保障するため発熱外来等、コロナ疑い患者の受け入れ病院・診療所の拡大対策を求めてまいりましたが、市はどのような対策を行ってきたか。そして笛吹市では何病院・何診療所が受け入れることになったか。またPCR検査を行う病院診療所は何カ所か、伺います。

(4) 医療崩壊を起こさせないための経営支援について。

コロナ流行の下でほとんどの医療機関が経営の持続、十分な感染防止対策が困難になっております。国に十分な支援を行うよう求めるとともに、市としても支援すべきだと思っております、伺います。

コロナ疑い患者の診断、治療にあたらなくても、小児科医院などは受診者減で経営困難をきたし、また子どもの保健・医療に支障をきたしていると思っております。どのような対策・支援を行う考えか、伺います。

(5) として、検査・保護・追跡と予防的検査について、感染拡大防止、重症化防止のためには早期発見が必要です。そのためには。

1つ、感染路の追跡と面的な検査、感染者の保護隔離が必要ではないか。県の濃厚接触者認定の有無にかかわらず、広く感染接触者のPCR検査を実施する考えはあるか、伺います。

2つ目に医療機関、介護福祉施設、保育園学童保育、学校等の職員の定期検査を実施すべきだと思っておりますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、国および県のコロナに取り組む姿勢および対策、ならびに国および県に求めることについてです。

国および県については、感染状況に見合った対策を講じていると思っております。

国には、一日でも早く有効なワクチンや治療薬が提供されることを期待しております。併せて国および県に対しては、医療や介護崩壊を防ぐための支援や市民生活を守るための経済的支援を求めます。

次に、インフルエンザ予防接種の接種率についてです。

10月の助成状況から見た接種率は、高齢者が2万465人中2,590人接種し、接種率は12.7%、子どもは9,970人中2,008人接種し、接種率は20.1%です。

なお、子どもや高齢者以外の接種については、任意接種のため把握できない状況です。

次に、コロナ疑い患者を受け入れる医療機関を拡大するための市の取り組みおよび受入医療機関数ならびにPCR検査を行う医療機関数についてです。

市では、1カ所でも多くの医療機関に患者の受け入れをしてもらえるよう、次の2つの取り組みを行いました。

1つ目として、医療従事者の不安を解消し、安全で適切な診療体制を講じるための感染予防対策研修会を、峡東保健所に依頼して開催しました。

2つ目として、医療機関の受診窓口の混乱を防ぎスムーズな患者受け入れができるよう、市民向けに、適切な医療機関の受診方法についてのチラシを作成し、新聞折り込みで配布するとともに、医療機関や市役所の窓口で周知しております。

また、発熱等の風邪症状がある方の診療・検査医療機関として県の指定を受けた市内の医療機関は、病院8カ所中5カ所、内科、小児科等の診療所24カ所中15カ所、計20カ所です。

そのうち、PCR検査を行える医療機関が1カ所で、それ以外の19カ所については、診療

から検体採取までを行っています。

次に、医療崩壊を起こさないための経営支援についてです。

経営支援については、11月からの診療体制の変更に伴い、診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関に対し、国から外来診療・検査体制確保に要する費用が補助されています。

市では、これまでに笛吹市医師会に対し医療用マスク等の配布を行ってきました。今後の支援については、現在、笛吹市医師会と協議中です。

一方、小児科医院などの対策としては、県および市町村の負担金により運営されている県内2カ所の小児初期救急医療センターにおいて、受診者の激減により経営困難となったことから、笛吹市を含む県内すべての自治体で追加の費用負担を行いました。

また、市内の小児科医療体制についても笛吹市医師会と協議を行っています。

次に、検査・保護・追跡と予防的検査についてです。

感染経路の追跡と感染が急増するリスクの高い施設などを網羅的に行う面的検査、感染者の保護隔離については、県が実施しています。

県のPCR検査の実施については、濃厚接触者や抗原検査の陽性者および医師が必要と認めの方を中心に行っており、学校や介護施設などは必要な場合に限り接触者の検査を行うことで、検査体制を圧迫させないようにしている状況です。そのため、現時点では市単独で広く接触者にPCR検査を実施する予定はありません。

同様に、医療機関、福祉施設、学校等の職員の定期検査についても、現時点で市として実施する予定はありません。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

再質問いたします。

乳幼児健診受診者数、受診状況はどうなっておりますでしょうか。十分な感染防止対策を支援し、安全性を確保した上、乳幼児健診受診率の向上を図っているかどうか、伺いたいと思います。

また、答弁では、国・県は感染状況に見合った対策を国は講じていると思うという驚きの答弁でございました。これは流行第3波の現状からも、国民の認識からもかけ離れた特異な認識だと思えます。その認識答弁は改めてもらえませんか。直近の世論調査で、政府の対応について「評価しない」が共同通信では55.5%、JNNでは49%。一方、「評価する」は各37.1%、39%でした。

読売の調査で、GoToトラベルについて「いったん中止するほうがよい」が57%、「やめるほうがよい」が20%、約8割が否定的な意見です。政府はGoToトラベルには熱心だが、感染防止対策は地方に丸投げです。

そうした中でも、北九州市や世田谷区などでは、積極的な社会的PCR検査推進などの対策を取って一定の成果を上げており、特に北九州市では第3波は起きておりません。しかし日本は一つ、コロナの侵入を防ぐ関所はどこにもありません。北九州市でもいつ第3波が起きるかわかりません。国がコロナをしっかりと抑え込む対策を取ることが必要ではないでしょうか。

答弁で、感染拡大防止対策では唯一ワクチンへの期待が述べられました。ワクチンへの期待は当然ですが、ワクチンが普及し、集団免疫を獲得するには早くても数カ月、半年かかります。第3波の継続拡大、あるいは第4波を防ぐためには、当面PCR検査等、感染防止対策が必要です。この間、1検体2千円の契約や2,900円で検査するところも出てきましたが、ワクチンによる感染収束が見えれば、PCR検査や感染予防対策への民間投資は弱くなります。公的な投資、対策が求められるところではないでしょうか。

厚労省資料によると11月24日までの医療機関の院内感染が386件、福祉施設内感染が838件です。医療崩壊、福祉崩壊を防ぎ、高齢者、持病のある方、要介護者の感染と重症化を防ぐために医療従事者、介護従事者の定期的PCR検査が必要です。同時に医療従事者、介護従事者の定期的PCR検査は地域職などのサンプル検査にもあり、感染拡大防止の科学的根拠を提供することにもなります。

市の答弁は、医療機関、介護施設等の職員の定期検査は予定していないということですが、これは必要ではないということでしょうか、重要でないということでしょうか、あるいは市ではできないということでしょうか、予定していない理由をお聞かせください。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたしますが、1つはその乳幼児健診の現在の状況についてということと、もう1つ、PCR検査を予定していない理由をということで、お二つの質問ということでよろしいでしょうか。

○議長（保坂利定君）

いいえ。渡辺議員、再質問は1問だけということなので。その席で結構ですので、再質問の趣旨を具体的に述べてください。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

一般質問、最初の質問に対する意見および質問でございます。

○議長（保坂利定君）

最初の質問だけ答えて。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

はい。それでは、最初にご質問のありました乳児健診の受診率の向上を図っているかというところですが、お答えをさせていただきます。

現在市では、十分な感染防止対策を講じた上で、安全性を確保して健診を行っております。従来ですと、乳幼児健診につきましては、法定健診として1歳6カ月児と3歳、それからそれ以外に4カ月、10カ月、それから2歳児の歯科、5歳児健診をこれまで行ってまいりましたけれども、コロナの感染拡大の影響を受けまして、今年度につきましては、まず4カ月健診については市内、また近隣の小児科医のほうへ健診の委託というふうな形で行っておりまして、これについては例年に比べると10ポイントほど受診率が下がっておりますけれども、85%くらいの子どもさんが今のところ健診を受けていただけています。

それから法定であります1歳6カ月、それから3歳児の健診につきましては、従来の対象と

する子どもさんの人数を、従来ですと大体28人くらいなんですけども、そこを人数を減らして18人くらいにしまして、回数を増やした中で健診を行っておりまして、3歳も同様になります。そうした中で1歳6カ月児、3歳児につきましては、ほぼ例年どおりの受診率ということで、96%近い子どもさんに受診をしていただいております。

また、法定以外の子どもさんにつきましては、健診自体は今年度は中止しておりますけれども、受診予定者の中から希望者の方には予約をしていただいた上で、保健師等による健康相談というふうな形で実施をしておりますので、現状では健診が従来よりは若干受診率が落ちているところもありますけれども、それなりに実施ができていているというふうに認識をしております。

以上でよろしいでしょうか。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

私の質問は、コロナ感染対策ということで、国への要望と市の対策ということで再質問も行ったところでございますが、残念な答弁でございます。

国と自治体は対等です。忖度するのではなく、自治体の誇りにかけて国にももの言っしてほしいのであります。国・県の制度がないならやらないのではなくて、市民の命と暮らしを守る対策を取ってほしいのです。このことを懇願して第2問に移ります。

有料ごみ袋とごみ減量化について。

平成28年第1回定例会で、有料ごみ袋導入の条例改正案に日本共産党議員団は反対いたしました。市の説明は、有料化でごみの排出量が減る、負担の公平性等と説明しました。それに対して、共産党議員団は、廃掃法は一般廃棄物の収集・処分は市町村の義務としており、公平な負担を口実とする有料化は認められない。「やってみるじゃんゴミ減量運動」後、市の啓発活動、調査・研究は後退しており、ごみ減量が進まない責任を市民になすりつけるような有料化は容認できない。有料化によるごみ減量効果は一時的で、リバウンドが起こるのが各地の例である。ごみ処理負担金を境川中間処理施設建設以前の3億9千万円を基準に2割減量と仮定し、7,800万円の財政効果があると言っておりますが、これは財政効果の過大な見積もりである。そのように主張しました。

今、また、ごみ袋の有料化と値段が問題になっています。そこで伺います。

(1) ごみ袋有料化で、ごみ排出量2割削減は達成できたか。

(2) 「やってみるじゃん」から今日までの年間啓発活動回数、参加人数はどうか。

(3) 有料化以前と比べ、ごみ減量は1割程度としますと19年度本格稼働の境川中間処理切による処理費を考慮すれば7,600万円の財政効果といった説明は、まったく過大であったと言えるのではないかと、伺います。

(4) ごみ袋売り上げ8,200万円に占める経費と利益の内訳どうか。

それから(5)番目として、ごみ袋を他市並みに半額に引き下げろという議論もありますが、半額にした場合、売り上げ総額、経費、利益はいくらになると見積もられるか。以前の問い合わせに対する返事は、製造費、販売手数料などのコストが半分以上を占めるということでしたが、そうであれば半額に値下げすれば赤字になるのではないかと、伺います。

(6) ごみ減量化はごみ袋有料化ではなく、調査・研究と啓発によるべきと考えます。有料ごみ袋販売事業は、他市並みに引き下げれば赤字ないしは販売利益はほとんどないことになると思います。有料化そのものを廃止すべきだと思うがどうか、伺います。よろしく申し上げます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、有料指定可燃ごみ袋導入による減量実績についてです。

生活系可燃ごみの排出量は、有料指定可燃ごみ袋の導入前の平成28年度が1万990トン、令和元年度が9,751トンであり、11.3%減少しています。

次に年間啓発活動回数、参加人員についてです。

家庭系可燃ごみの減量化を目指して、各行政区や団体向けの分別講習会、小中学校における環境教育、商業施設における啓発イベント、県と共同での街頭キャンペーン、ごみ分別カレンダーの配布等の啓発活動を行っています。

これらの実施回数と参加者数は、直近3カ年では、有料指定可燃ごみ袋の導入時の平成29年度が分別講習会22回805人、環境教育4回190人、啓発イベント5回900人。平成30年度が分別講習会8回300人、環境教育1回40人、啓発イベント1回200人。令和元年度が分別講習会9回350人、啓発イベント1回200人となっています。

次に、有料化に伴う財政効果についてです。

平成27年第3回定例市議会全員協議会で示した資料では、ごみ袋を30円台にすることで、20%程度のごみの減量があった場合、平成26年度のごみ処理事業費約3億9千万円の20%に当たる7,800万円が1年間に削減されると想定していました。

平成29年度の甲府・峡東クリーンセンターの稼働に伴い、生活系可燃ごみの処理単価が変わったことなどから、有料指定可燃ごみ袋の導入前との財政効果を単純に比較することは難しいですが、生活系可燃ごみの排出量は、資料で用いた平成26年度1万1,028トンに対し令和元年度9,751トンで、11.6%の減量化が図られていますので、平成26年度の事業費をもとにすると、令和元年度にはごみ処理事業費が約4,500万円縮減できたものと試算できます。

このことから、見込んでいた20%のごみ減量には及ばないものの、有料指定可燃ごみ袋の導入による効果はあったものと考えられます。

次に、有料指定可燃ごみ袋の販売に係る内訳についてです。

令和元年度の有料指定可燃ごみ袋の手数料収入は8,200万円です。経費は3,300万円、内訳は有料指定可燃ごみ袋製造費が1,680万円、手数料徴収業務委託料が1,350万円、ごみ袋管理業務委託料が130万円、倉庫賃借料が140万円です。手数料収入から経費を差し引いた残りの4,900万円は、ごみの処理費の一部に充当するとともに、乳幼児、在宅の寝たきり高齢者等や障がい者等へ有料指定可燃ごみ袋の無料配布、行政区への資源物回収奨励金、ボランティア清掃で使用するごみ袋の購入費、不法投棄監視カメラ・防止看板の購入費にも充てています。

次に、有料指定可燃ごみ袋の価格を半額にした場合における収入と経費についてです。

有料指定可燃ごみ袋の金額を甲府市と同じ大袋45リットルを15円、中袋20リットルを12円、小袋10リットルを10円にしたと仮定した場合、手数料収入が4,200万円、経費が3,300万円と推計され、経費が収入を上回ることはありません。

次に、有料指定可燃ごみ袋を廃止すべきについてです。

有料指定可燃ごみ袋の導入は、受益者負担の仕組みをつくり、ごみの排出抑制および分別の促進、ならびにごみの減量に対する意識の向上を目的としており、導入前の平成28年度と比較した令和元年度の実績は、生活系可燃ごみの排出量が11.3%減少、ミックスペーパーの回収量が13.3%増加、その他プラスチックの回収量が36%増加しています。このことから、有料指定可燃ごみ袋の導入により、ごみの排出抑制および分別促進が図られたと考えます。

また、ごみの排出抑制や分別促進に関する啓発活動の重要性も認識していますので、引き続き積極的に取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ごみ袋を甲府市と同額にした場合、赤字ではなくて900万円の利益になるという見込みだということでございました。そこは分かりました。

もう1点、私は、境川中間処理施設でのごみ処理事業費が有料ごみ袋導入によるごみ減量化によって、いくら減額できたと言えるか聞いておるのであります。

そこで再質問します。令和元年度9,751トンの可燃ごみのごみ処理事業費はいくらか、ごみ袋有料化前の1万1,028トンでは、ごみ処理事業費はいくらになると計算されるのか、その差額はいくらになるのか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

再質問にお答えします。

平成26年度のごみ処理事業費は1万1,028トンで3億8,308万円、令和元年度が9,751トンで1億142万円ですので、差額は2億8,166万円となっています。処理単価が下がっておりますので、差額は大きくなっています。

以上でございます。

○18番議員（渡辺正秀君）

すみません、質問の趣旨と答弁がちよっと食い違っているんですけど。

○議長（保坂利定君）

その席で結構ですから、再度再質問してみてください。

○18番議員（渡辺正秀君）

ごみ処理事業費というのは、決算書の中でも中間処理施設における委託料と分担金ですか、これの合計額をごみ処理事業費というふうに言っているわけで、今の答弁は、たぶんごみ収集

費とか、それらも含めた金額になっているのではないかと思いますので、決算書の提示のとおりので数字を挙げていただきたいと思います。

○議長（保坂利定君）

暫時休憩します。

再開を2時45分といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

再質問にお答えします。渡辺議員さんのご意向に沿わないかもしれませんが、もう一度答弁をさせていただきます。

平成26年度のごみ処理事業費は1万1,028トンで3億8,308万円、令和元年度が9,751トンで1億142万円ですので、差額は2億8,166万円です。処理単価が下がっておりますので、差額は大きくなっております。

以上です。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ただいまの答弁でございますが、私の質問したこととは異なると。私の質問したのは、ごみ処理事業費。すなわちごみ処理事業費というのは、境川の中間処理施設に委託するお金、それから負担金分担金ですね、この額の合計がごみ処理事業費になるわけです。それが令和元年度9,751トンでは、実績として数字が出ております。それに対して減量前の1万1,028トンでは、その委託費、それから分担金、これの合計が、すなわちごみ処理事業費がいくらというふうに試算されるかと聞いたわけでございます。

この点について、私、計算したところでは、約、減量化による財政効果は、境川の施設を利用したとき1,300万円だということになります。その点を、ちょっと食い違いがあったということをも指摘して、まとめとしたいと思います。

市は、ごみ袋15円程度ではごみ減量化は進まない。30円程度でごみ減量化が進むと説明してきました。ごみ袋を半額にすれば、財政効果はごみ袋販売利益900万円、減量化財政効果は約1,300万円、合計2,200万円でございます。半額にすれば市民負担は4,100万円であり、財政効果は市民負担にも及びません。しかも、ごみ減量化は進まないということでもあります。そもそも有料化で可燃ごみ減量、環境を守れるという発想自体が間違いだと思いません。

ごみ減量、環境予防は1袋30円とか15円とかという何倍もの労力、コストをかけてやっついていかななくてはならない課題です。市はそれを呼びかけましょと訴えたいと思います。

対して財政効果も、ごみ減量化にも役立たない有料ごみ袋はやめて、ごみ減量化の訴えと、ごみ減量のシステムや器具、ノウハウの開発、普及を進めようではありませんか。

以上を主張しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を2時55分といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時55分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、1問目のコロナ禍での生活支援について質問いたします。

今年も残すところ20日ほどになりましたが、2020年はコロナウイルスに翻弄される1年となりました。春先の第1波、夏の第2波、秋になり気温が下がるにつれて感染者が増加し、全国の感染者が最多を更新するようになり、第3波を迎えています。コロナ禍が長引くことにより、経済にも大きな影響を与えています。

帝国データバンクによりますと、2020年11月20日時点で、コロナ関連による倒産が723件確認されており、業種別では飲食店110件、ホテル・旅館66件、アパレル・小売店、建設工事業、各48件となっています。市内においても閉店した空き店舗が目立つようになってきました。

また、厚生労働省の発表では、新型コロナウイルス感染拡大の影響に関連する解雇や雇止めが見込みを含めて11月27日時点で7万4,055人おり、業種別では製造業、飲食業、小売業で多いといます。

山梨労働局の発表では、11月30日時点で解雇や雇止めになった労働者は513人にのぼり、1カ月で89人増えたそうです。産業別では宿泊、飲食サービス業143人、卸売・小売業116人、サービス業112人の順になっています。

警察庁によりますと、10月に自殺した人は2,153人で去年の同じ時期に比べ614人、率にして39.9%増えており、去年に比べて増えたのは4カ月連続で1カ月間の自殺者数としては、この5年間で最も多くなっています。

男女別では、男性が去年よりも21.3%増えて1,302人、女性が82.6%増えて851人となっていて、特に女性の自殺者が大幅に増えています。

非正規雇用の約7割が女性であり、女性の職域が人との接触を伴う医療・福祉、小売、飲食サービスなど感染リスクにさらされる産業に偏っているため、心理的負担が生じているのではとの指摘もあります。また、家にいる時間が長くなったことにより、家族間のDVの増加、感染症に対する不安からのコロナうつ等も考えられます。

子どもの自殺の増加も深刻になっていて、去年や一昨年を大幅に上回るペースで増えているといいます。厚生労働省が発表した統計によりますと、小中学生と高校生の自殺者は4月から10月までで246人と、去年の同じ時期より58人、一昨年の同じ時期よりも42人多くなっています。コロナウイルス感染拡大による生活の変化が影響しているとみられています。

今年は、子どもたちにとってもつらい1年だったと思います。突然の休校に始まり、学校が再開後も感染対策をしながらの授業、行事の縮小や中止など、昨年までとはまったく違った日常になってしまいました。

総務省が発表した10月の完全失業率は前月比0.1ポイント上昇の3.1%で、2カ月ぶりに悪化し、完全失業者数は前年同月比51万人増の215万人で、9カ月連続増加しているといいます。

アルバイトやパートなど、非正規労働者数は前年同月比85万人減り2,111万人、8カ月連続で減り、男女別では男性33万人、女性53万人と女性の減少幅が大きくなっています。これは女性の就業が多い宿泊、飲食業でコロナの影響が直撃しているのが要因とみられています。

12月で契約が切れ、来年は仕事がないという方からは、これから年の瀬を迎えるにあたり年を越せるのかという声も聞かれ、コロナ感染の終息が見通せない中で、もしかしたら自分もコロナに感染するかもしれないと不安な日々を過ごしています。

笛吹市は、コロナ対策として独自の支援策も行いながら市民の暮らしを応援してきました。しかし、コロナ感染が今も続く中で、今後も倒産・失業等が増えると心配されており、引き続き支援が求められています。2期目を迎えた山下市政が今後どのような対策を行うのか、以下伺います。

1つ目として、保護者負担の軽減を図るためとして、小中学校の給食費・保育所等の副食費、学童保育・保育所等の利用料が11月まで無料になっていました。5月の緊急事態宣言のときと比べても感染が拡大しており、経済状況も決してよくなっているとは言えません。12月以降も引き続き無料にすべきと考えますが、どうでしょうか。

2つ目として、ひとり親家庭や低所得者、例えば生活保護基準の1.5倍の所得といったコロナ禍で生活に困窮している世帯への支援として、給付金を支給するといった対策が必要だと思いますが、どうでしょうか。

3つ目として、国保税の均等割は収入に関係なく、家族1人につきいくらか決められています。収入のない子どもにもかかり、その分負担が増えます。国民健康保険の多子世帯に対し、子どもの均等割を免除してはと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、12月以降における子育て世代を支援するための無償化事業の継続についてです。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策として実施してきた小中学校の給食費・保育所等の副食費、学童保育・保育所等の利用料無償化については、11月をもってその期間が終了となりました。

現在、市内においても新型コロナウイルス感染症が拡大している状況ではありますが、県が緊急事態宣言を発出した本年4月とは状況が異なっていることから、これらの支援策については12月以降の延長はせず、予定どおり終了しています。

なお、保護者、関係者には通知等で終了のお知らせをしました。

次に、ひとり親家庭や低所得者世帯への給付金の支給についてです。

市では、本年5月にひとり親世帯への市独自の経済的支援として、ひとり親特別給付金事業を実施し、ひとり親家庭である児童扶養手当受給者世帯を対象に、児童1人につき3万円を支給しました。

また、国においては、本年7月にひとり親世帯臨時特別給付金事業を実施し、ひとり親世帯を対象に1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円等を支給しています。

次に、生活に困窮している世帯に対する市の支援策としては、コロナ禍で収入が減少し、住居を失う恐れがある世帯に対して、最長9カ月間、家賃相当額の一部を助成する住居確保給付金事業を実施してきました。

住居確保給付金事業は、既存の生活困窮者自立支援事業として実施しているため、今後も新たに受給対象となった世帯に対しても、生活困窮者の自立支援策として実施していくことになります。また、困窮の程度によっては生活保護制度を案内していくことになります。

なお、ひとり親世帯への支援につきましては、国が本年7月から実施したひとり親世帯臨時特別給付金事業の対象世帯に対して、臨時特別給付金の年内再支給の方針を固めたことから、市では12月中の支給に向けて必要な準備を進めています。

一方、市単独の給付金等につきましては、現状を把握する中で必要性について検討していきます。

次に、国民健康保険における多子世帯に対する子どもの均等割免除についてです。

国民健康保険制度が国の枠組みの中で運営されていること、また、県内全体で保険料水準の統一化に向けた協議が進められていることから、市独自に減免を行う考えはありません。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対しては、国民健康保険税の減免を実施しており、今後も国の制度に則して必要な支援を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

ありがとうございました。今現在、コロナの感染者が増え続ける中で、政府の対応も感染を抑えるための有効な対策がみられません。今後さらに失業者が増えるのではといわれています。学校給食費や保育料を12月から有料に戻した場合、支払うことができずに滞納する方もいる

のではないかと思います。コロナの影響による失業ということであれば、支払い免除や支払い猶予といった対策が必要となると思いますが、何らかの対策を考えているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

これまでも給食費等の支払いにつきまして、その支払いが困難な状況にあるご家庭につきましては、その旨をお申し出いただくことによりまして、状況等を把握させていただく中で、対応策を個々に検討させていただいておりますので、まずは担当課のほうにご相談をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

このコロナの中で、多くの市民の方が本当に困っている状況があると思っております。本当に給食費や保育料が払えないということで、これから困るなという相談も増えるかもしれませんけれども、ぜひ親身に相談に乗っていただいて、何とかこの今のコロナの時期を乗り切れるように、ぜひ気を配っていただけたらと思っております。

感染が収まる心配がない中で、引き続き支援を延長すること、また新たな支援を考えていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2問目の、通学路の安全点検と対策について質問いたします。

今年度、日本共産党議員団が行った市民アンケートには、多くの要望が寄せられました。その中で通学路に対する要望が何件か寄せられています。「新しくできた労報橋を通る車がスピードを出していて危険」「御坂西小の通学路、特に歩道が設置されていない場所の改善を求める声」「美和神社入り口で信号無視も多いため、小学校があることを知らせる看板がほしい」「境川の寺尾地区から浅川中に行く途中の金刀比羅橋の歩道が狭く、通学時間にごみ収集車を通るため自転車通学は危険」等の声が寄せられました。小中学校の通学路以外にも「石和第一保育園の川が大きく、子どもが近くに居るのに危険だと感じ、道路も狭いのに、車がスピードを上げてくる場合が多く困っている。危険だと何回伝えても改善できない」「国道20号線の自転車通行について、笛吹高校生が甲府向町交差点から成田交差点までの区間を通学に自転車を利用している。多数の生徒が車道を走行しているが危険だと感じるので、青い矢印マークの自転車走行指導帯路面表示をお願いします」とのご意見もありました。

市のホームページによると、平成24年から毎年、警察・道路管理者・学校等が連携して小中学校の通学路の合同点検を行っているのとあります。また、笛吹市通学路安全推進協議会設置要綱には「小中学校の通学路について、関係機関が相互に連携・協力し」と記載されています。

以下、伺います。

1つ目として、平成24年から点検を始めて以降、笛吹市内において、登下校時の事件・事故に巻き込まれた事例は何件あるのでしょうか。

2点目として、点検、対策を行った後に、改善されたかどうかの検証については、どのように行っているのでしょうか。

3つ目として、児童・生徒への安全教育はどのように行っているのでしょうか。

4つ目として、対策として、信号や横断歩道の設置、側溝への蓋や柵の設置が必要とされた場合であっても、道路の形状から設置できない場所や、地域からの要望書がないと受け付けられず、改善されていない箇所があるようですが、別の対策が取られているのでしょうか。

5つ目として、笛吹市通学路安全推進協議会は小中学校の通学路について点検していますが、保育園や高校の通学路を点検する組織はあるのでしょうか。保育園や高校周辺の道路についても点検する必要があると思いますが、どうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、平成24年以降における登下校時の事件・事故の件数についてです。

警察によりますと、平成24年から令和2年10月末現在までの、市内における登下校時の事件および事故の件数は、不審者による声かけ事案が60件、交通事故が徒歩と自転車を合わせて96件となっています。

次に、点検および対策を行ったことによる改善の検証についてです。

合同点検や関係機関による対策後の状況については、教育委員会で取りまとめ、各学校に報告しています。各学校では、これらをもとに検証を行い、次年度の取り組みにつなげています。

また、小中学校の通学路について、警察、道路管理者、教育委員会、校長会およびPTA連合会などが相互に連携協力し、児童生徒の安全確保に向けた取り組みを推進することを目的に設置した笛吹市通学路安全推進協議会においても、対策状況を検証しながら、危険箇所の改善に努めています。

次に、児童生徒への安全教育についてです。

各学校では、教科等において指導する内容を整理した学校安全計画に基づいて、安全教育を計画的に実施しています。警察や市の交通安全協会、交通指導員等と連携しながら、交通安全教室や通学班での登校指導、自転車の安全な乗り方の指導等を行い、危険な状況を適切に判断し回避する力の育成や交通ルールを理解を深めています。

次に、改善が進まない箇所における別の対策についてです。

合同点検の結果、信号機や横断歩道等の設置が困難な場合は、関係機関と協議し、グリーンベルトや注意喚起を促す看板、路面標示の設置のほか、保護者による交通安全指導や地域のボランティアによる見守りの強化など、実現可能な対応を講じています。

また、学校には、行政区や保護者と連携する中で危険箇所を挙げるよう指導しています。

今後も、学校からの危険箇所の報告をもとに、合同点検を実施し関係機関と連携して、児童生徒の安全確保に努めていきます。

次に、保育園や高校の通学路を点検する組織についてです。

保育園については、保護者が付き添って通園することから、通学路に相当する通園路という

考え方はなく、危険な道路を点検するための組織はありません。

一方で、本市においては、昨年8月から9月にかけて保育園、道路管理者および笛吹警察署と合同で、散歩などの園外活動の際に利用する保育園周辺の道路などの緊急安全点検を実施し、危険箇所への対応を進めているところです。押しボタン式信号機における歩行者が横断する時間を長く確保するための時間延長や新たな横断歩道の設置などは、すでに対応しています。

今後も、子どもたちの安全確保のために必要な対応を考えていきます。

なお、笛吹高校によりますと、通学区域が広範囲にわたるため、通学路を点検する組織はないとのこと。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

ありがとうございました。登下校時の事故の件数が96件ということで、思ったより多いなという感想ですけれども、事故の起きた場所については、その後、何らかの対策がなされているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

交通事故96件につきましては、事故が起きた場合は、事故現場の検証や原因につきましても、学校で警察に相談して調査などをしておりまして、その結果につきましては教育委員会に報告して、再発防止の対応をしているところでございます。

道路等の施設の課題や、運転者や歩行者等の原因があるなどの事故の原因があるわけですが、関係機関と連携した中で早期にできるものは早期に実施するという対応を図っていきまして、早期にできるような看板等の設置などは早急に対応するなど、また大規模な工事等が必要な場合は、また安全対策の協議の中で実施していくというようなことになっております。

今までの経過としまして、例えば八代町内で横断歩道の向きの修正や、通学路ありの路面標示をすることや、御坂町内などでは停止線を書く。また、ゼブラゾーンの設置など、そのような対応もしておりますので、現場に合わせた対応を今後もしていきます。

以上で答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありますか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

ありがとうございました。毎年点検をされているので、かなり改善はされていると思います。学校によっては、保護者や地域の方々が交差点に立って、子どもたちの見守り活動を行っているところもあり、大変ありがたいと思います。

ただ、子どもたちの通学時間と通勤時間が重なるため道路の交通量が増え、スピードを出す

車もありますので、子どもたちが気を付けていても危険な道路があると思います。運転手に対し、安全運転を心掛けるような啓発をする必要があると思います。

例えば境川の地域を走るごみ収集車の運転手に対しては、通学中の歩行者や自転車に気を付けてもらうとともに、スピードを出しすぎないように注意喚起することは可能ではないでしょうか。

一般の運転手に対しても、警察と連携して注意喚起を行っていただきたいと思います。道路上の表示である白線や、文字の薄くなっている場所があちこちにありますので、早めに塗り直しをしていただきたいと思います。

今回アンケートに寄せられた様々な声をご紹介いたしました。市に対しても直接市民の方々から、こんな場所が危険だといった意見が届くことがあると思います。そういった意見についても検討していただき、子どもたちの安全を守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後3時35分といたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時35分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可します。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議長の許可が出ましたので、通告に従い質問いたします。

コロナ関係では、これまで3人の議員の皆さんが質問しましたが、私もコロナに関して質問したいと思います。少々違った角度からの質問になりますので、よろしくお願いいたします。

その前に、私も不注意ながら3密状態で濃厚接触ということで、結果は陰性だったんですけど、非常に自分の不注意から皆さんに迷惑をかけたか、市民の皆さんにも迷惑をかけたということで、お詫びしておきます。また皆さんも気を付けるようにしていただきたいと思います。

では1問目ですけれど、新型コロナウイルス感染予防に関わる小中学校休校の決定は適切になされたかということです。

今年の2月27日、安倍首相は、当時ですけれど、安倍首相は、新型コロナ対策本部で「週明けの3月2日から全国すべての小学校、中学校、高校、特別支援学校について春休みに入るまで臨時休校にするよう要請する」と発表しました。それを受けて、本市でも小中学校は、3月3日、午後2時から臨時休校に入ったわけです。

さて、この本市の小中学校の臨時休校はどのような経緯を経て決定されたのか。このことは地方自治制度の根幹に関わるので、その点を検証するための質問を以下、行いますので、よろしくお願いいたします。

1 番目として、新型コロナウイルス感染防止のために実施された、本市における小中学校の臨時休校は、どのような経緯を経て決定されたのか、できるだけ時系列的に、具体的にお答えいただきたい。

2 番目として、首相による臨時休校の「要請」ということを教育委員会としてはどのような意味合いで理解、あるいは解釈したのか、その点について報告していただきたい。

そして3つ目として、現時点でこの臨時休校の決定過程を振り返ってみた場合、その決定過程は適正であったと考えるかどうか、この点についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、本市における小中学校の臨時休校の決定経緯についてです。

2月28日、知事から県教育委員会に、学校の臨時休業について検討するよう指示がありました。その日の午前中には、県教育委員会から各市町村教育委員会に、臨時休業を3月3日、午後から年度末休業開始日の前日までとするよう要請がありました。

市教育委員会では、この要請を受け、同日に小中学校の校長で構成する学校経営者会議を開催した後、3月3日、午後2時から3月25日までの臨時休業を教育委員の同意を得て決定しました。

その後、市長をはじめ市の幹部職員で構成される新型コロナウイルス感染症対策会議で了承されました。

次に、臨時休業の要請に対する教育委員会としての理解についてです。

令和2年2月28日の衆議院財務金融委員会において、当時の安倍首相は、要請は法的拘束力を有するものではなく、最終的な判断は学校を設置する地方自治体で行われるものと明言していて、強制力はないものと理解しています。

次に、臨時休校の決定過程は適正であったと考えるかについてです。

感染リスクに備える緊急性がある中で、決定過程は適切であったと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

もう一度ですね、その会議、どこの会議で決定されたかということ、もう一度明確に述べていただきたいと思います。

そして、もう1つ、2つ目になっちゃう、これで、いいです。いいです。1つ目の、今はなしでいいです。じゃあ。

皆さんもご存じのように、都道府県では、島根県が唯一県立の学校、これは休校にしなかった。そして、町村ではですね、例えば京都府の伊根町、これは3月の時点で感染者がうちの町では出ていないから、休校する必要はないというような決定もしています。

また、福岡県の井原市では中学校は休校にしました。しかし小学校は子どもたち、小学生だっ

たら留守番を任せるわけにもいかない、できない。そして給食で栄養を確保することもできない。こういう議論のもとで休校はしなくて、開校をそのまま続けたというような、こういう議論をする中で、その考えたということですが、こういうふうな具体的な議論、どのような議論が決定過程でなされたか、この点についてお聞きします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

野澤今朝幸議員の再質問にお答えします。

まず、3月の一斉臨時休業についての流れについて触れます。

まず、首相の要請を受けまして、山梨県知事が山梨県教育委員会に休校の検討を要請いたしました。検討の結果、山梨県教育委員会は、県立校の休校を決定するとともに、各市町村教育委員会へ、市町村立校の休校の検討を要請いたしました。

感染症予防の臨時休業は、学校保健安全法第20条によりまして、学校設置者の権限となっております。地方教育行政の組織と運営に関する法律第21条によりまして、その職務権限は教育委員会の職務権限であるというふうに定められております。この規定に基づきまして、笛吹市の教育委員会は、山梨県教育委員会の要請を受ける中で、休校についての検討を行ったところです。

コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、児童生徒の安全を配慮し、臨時の学校経営者会議、校長会を開催して協議をいたしました。

そしてその中で臨時休業の妥当性を判断をし、緊急でございましたので、教育委員のほうには同意を得るというふうな形の中で、休校を決定したところでございます。

そして、市の対策会議において了承を得たと、こういうふうな経緯の中で、臨時休業を行ったところであります。

したがって、先ほども答弁させていただきましたが、決定の過程については適正であったというふうに認識しております。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

意見だけ。

やっぱり教育委員会で、委員会会議で決定するのが、これが基本です。法律上。だからそこはやっぱり、今後まだまだこのコロナ感染というのは終息をみない状況にありますので、やっぱりそこは主体的に教育委員会議のほうでしっかり対応していただきたい。

特に今回の場合、本当に子どもを持つ家庭、特にシングルマザーの家庭等、非常に大きな影響が出て、そこまでを十分考慮してやったとも思えないし、適正であったというふうな、決定過程は適切であったかもしれないけれど、決定自体はやっぱり疑問が残ります。

というのは、あの休校がもし正しかったのであれば、今の状態はもっと厳しい状態ですよ。なんで今、休校でないかということも理屈としては成り立つ、理屈としては。やっぱりしっか

りそのへんを、主体性を持って教育委員会でしっかりまた対応していただきたい。非常に難しい問題だと思います。新しい事態がどンドンどンドン出ますので。そういう意味でしっかり法に基づいて進めていただきたいと思います。

じゃあ2問目に入ります。

2問目は、観光行政に関わるところです。これも今のコロナの関係で、今まで、うちはですね、インバウンド観光ということで、これに主軸をおいて観光を進めています。しかし、ますます猛威を振るい、その終息を見通すこともできない新型コロナウイルス。この新型コロナウイルスによる甚大な影響は、うちのこのインバウンド観光においても、非常に大きな転換を迫っているだろうというふうに考えます。

すでに、本市の目指してきたインバウンド観光がいかにか、それだけに頼るといことが脆弱であるかということは、この1年のうちにしっかり誰の目にも明らかになったような気がします。またこのへんを数値で示していただきたいと思いますけれど。

そう考えた場合に、この機に、これを機会に、本市の観光の強みはどこにあるのか。そして今後ですね、観光客の志向、どういうところを観光客が求めているか、そういうことも踏まえながら、新しく観光行政を構想していく必要があろうというふうに考えています。

そういうふうなことからすると、私は、やはり宿泊型体験ツアー、こういうものに軸足を移していく必要があろうと思います。

なぜそうなのかということは、次の質問のところでも申していきたいと思います。

それで具体的には、まず1番目として、本市における主軸産業である観光業の推移と現状はどのようになっているか。この点について、できるだけ数値で示していただきたい。

2番目として、本市における観光の強み、これはどこにあると考えているか。この点について答えていただきたい。

3番目、観光における体験志向は、今後ますます強くなると私は考えていますけれど、このような見方は正しいかどうか、またそのへんの見解をお願いしたいと思います。

これから狙うツアー、ツアー客の客層はですね、どこにあると考えているか。またその点の考えを示していただきたいと思います。

5番目は、さっき言った体験型、宿泊型体験ツアー、こういうものを軸足におくべきではないかというふうに思いますけれど、以上です。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、主軸産業である観光業の推移と現状についてです。

本市への観光客の入込客数の推移については、平成29年208万人、平成30年217万人、令和元年197万人で、ほぼ横ばいの傾向となっています。

宿泊客数については、平成29年153万人、平成30年150万人、令和元年146万人で、若干の減少傾向となっています。このうち、インバウンドの宿泊者の割合は、平成29年13%、平成30年16%、令和元年12%で推移しています。

なお、今年、1月からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、9月までの宿泊者

数が27万2千人となり、前年同期比で75%減少しています。

次に、本市における観光の強みはどこにあるかについてです。

本市は、日本一の生産量を誇る桃・ぶどう等の果物、四季を通じて楽しめるワイン、世界文化遺産の富士山の眺望、市内一面に広がる桃源郷の絶景、さらに石和・春日居の湯量豊富な温泉など、四季折々の豊かな地域資源に恵まれていることが他の地域にない強みと捉えています。

次に、観光における体験志向の強まりおよび本市が目指すべき観光構想は宿泊型体験ツアーではないかについてです。

これからの観光は、「モノ消費」から「コト消費」へと変化していくといわれています。「見る観光」から「触れる・感じる観光」へのニーズは、国内旅行のみならずインバウンド観光においても同様ですので、これまで以上に自然体験や地域の食体験、また参加型イベントなどが注目され、連泊など滞在時間を長くした体験型観光に移行するものと思われま

す。本市においては、釈迦堂遺跡博物館や県立博物館での創作体験、季節の果物を使ったパフェづくり体験、そば打ち体験およびブドウ摘みのワインづくり体験、また参加型イベントとして、桃源郷ウオークや川中島合戦戦国絵巻などが実施されています。

今後、これらの素材を磨き上げるとともに、本市ならではの観光素材を通して、非日常性を感じてもらえるように、様々な取り組みを行っていきたいと考えております。

次に今後、狙うツアー客の客層についてです。

新型コロナウイルス感染症により、これまでのバスツアーなどのツーリズムは、不透明な状況が数年間続くと思われま

す。また、ウィズコロナに対応する旅行の再開においては、「安・近・短」として、安全・安心が確保でき、目的地が近く、さらに身近な関係の小グループで、1泊2日程度の短い期間での旅行が主流になると言われています。

このような旅行形態の変化から、当面の間は、首都圏および近県をエリアとした、小グループや家族を対象にした誘客の取り組みを展開することが適当であると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

皆さんもご存じかもしれませんが、経営学で有名なピーター・ドラッカーといひます人がいるんですけども、いかに強みを物事をやるにつかまえて、把握して、そこから展開すべきだというような、1つの考え方がありますけれど、先ほどいくつか部長のほうから強みについて述べていただきましたけれど、最も基本的な、地政学的な観点が抜けているというふうに思ひます。それは、東京というこの距離的に近い位置、1時間半かなんぼで行ける、しかもJR中央線と中央高速道路が2本の動脈、移動動脈があるという、ここにもっともっとやっぱり視点を置かなくちゃいけないのではないかと。ここが最大の、私は強みであろうと。たぶんそういう温泉街にそういう交通のいいところは、言うなれば熱海くらいしかないということで、そういう中で、そして客層の問題ですけど、それはやはり今からは65ないし70から85、これくらいの層というのが、やはり客層として最も狙うべきだというふうに思ひます。

そういう層を体験型のツアー、とりわけ軽スポーツなり文化ですね、例えば境川では俳句と

ということがありますので、俳句を最終的には歌いながら、吟行を観光するというようなことも考えられるわけですね。そういう東京あたりで文化カルチャーみたいな、カルチャーセンターみたいながありますけれど、ああいう形を宿泊型ですね、やはり本市の観光の軸、とりわけ今言ったように、そういう体験型の場合は、移動時間、移動距離は短ければ短いほどいいわけですね。そして東京からこれだけ短距離で風景、景観が違う本市に来れるわけなので。その点をもっともっとやらなければ、インバウンドもいいかもしれませんが、考え方としてはそういうところに1つの基盤を置きながらインバウンドということを考えるくらいの、どうも比重の置き方が私は違うというふうに思いますけれど、再度部長に私の意見を述べたところで、また感想を聞きたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、例えば境川の飯田蛇笏・龍太のそのところで俳句づくり等の体験をしていただくとかですね、こういったものも含めたですね、また先ほどの答弁の中で説明させていただきました体験型の行事ですとか、そういったものをですね、今現在、笛吹市観光振興計画というのをつくってございまして、特にそこをですね、今後は強くですね、外側に向かって、情報を発信していこうというような計画の中で進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

どうもありがとうございました。本当に観光、本市にとっては大切ですので、かなり思い切ったそういう軸の方向転換なりを、総合的に考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（保坂利定君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を4時5分といたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時05分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、砂原橋周辺道路整備事業についておよび通学路の道路照明の整備の2件について、質問をいたします。

まず最初に、砂原橋周辺道路整備事業について、伺いたいと思います。

石和町南部に位置し、笛吹川に架かる砂原橋は、橋の長さは268メートルで北側に2メートル幅の歩道を設け、全体の幅員は10.5メートルあり、橋梁自体はすでに完成し、一部供用を開始しており、現在は県道への接続を目指し、橋の両側で道路整備が進められております。

総事業費40億6千万円、2019年3月時点ではありますが、県で進めている新環状道路の側道追加などにより事業計画の見直しを余儀なくされ、着工から10年を迎える2021年度中の全面供用を目指しております。

完成すれば中央道・笛吹八代スマートインターチェンジや今後、県が整備する環状道路へのアクセス向上が期待されます。

笛吹川右岸の石和側については、市役所などへ続く県道白井河原八田線までつなげる計画で、延長は270メートルほどで、ボックスカルバートが見えるなど整備が進んでいる様子が分かります。

左岸の八代側につきましては、1,100メートルほど先の県道藤壘石和線に接続いたしますが、途中までは供用しており、そこから延伸工事を進めている様子が見えます。残りは200から300メートル程度であります。

次の点について質問いたします。

一部供用している道路には新設の石和学校給食センターがあり、石和町の小学校へ迅速に配達できるよう早期の完成が期待されますが、整備状況の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

武川則幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、砂原橋周辺道路整備事業の現状と今後の見通しについてです。

現在、新山梨環状道路の整備計画が発表されたことによる県道白井河原八田線交差部の変更や、平成30年度に実施した県道藤壘石和線接続部の変更設計に基づき、残る道路用地の取得を進め、順次、改良工事を実施しています。

令和3年度の事業完了を目指し事業を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。2012年、平成24年8月17日の八代町地域審議会会議録で見ますと、砂原橋の架け替えについて、橋の長さや取り付け道路の長さについての質問など検討しており、また橋の設置後、様々な意見がありましたが、ここに至れば粛々と一連の工事を完了し、県道白井河原八田線と県道藤壘石和線の間を直結し、砂原地区はもとより石和町南部

と八代町西部、境川町地域の将来の発展を図ることに市としては全力を挙げるべきと思います。
伺います。

砂原橋関連整備事業の完了後、市はどのような地域振興策を持っているのか、見解をお示し
願います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

武川則幸議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、砂原橋関連整備事業を完了いたしますと、笛吹川右岸になります
石和地区、左岸に当たります八代地区または境川地区等を結ぶ大動脈、幹線道路になるものと
考えております。また、笛吹八代スマートインターチェンジや新山梨環状道路へのアクセス道
路にもなるものと考えております。

このため、様々な活力ある地域振興に寄与するものと考えております。さらに周辺地域の方々の
利便性も向上するものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。先ほど申し上げたように、多くの経費をつぎ込み、完成させた、
この砂原橋整備工事を今後最大限に活用し、地域経済の活性化に取り組むことが求められてい
ることを申し上げて、次の質問に移ります。

次に通告2問目の、通学路の道路照明の整備について伺います。

平成28年5月に供用を開始した、御坂町成田交差点から八代町北地区への市道1-26号
線と、これに接続する幹線農道1号線によって、国道20号線から笛吹市南部への連絡強化が
図られ、道路交通の円滑化・環境改善、地域の交通利便性が大いに向上いたしました。

今後ますます通行車両等の増加が見込まれますが、平成29年第3回定例議会でも指摘しま
したが、笛吹高校の生徒などの通学路としても重要な路線であり、道路管理者である笛吹市と
して、市で電気料金を負担する照明を取り入れることなどを検討し、夜間の照明用灯具につい
て、八代町や境川町の自転車や徒歩での通学生の安全確保のため、ぜひとも早期に設置するこ
とで事故防止を図る必要があると思います。

早期の設置が期待されますが、次の点について質問いたします。

1つ目は、平成29年度以降の当該道路に関する照明設備を含む、歩道の整備状況をお伺い
いたします。

2つ目は、この道路は、人家がほとんどないため既存の電柱が少なく、市で規定する防犯灯
では設置が遅れると思われることから、太陽光ソーラー付き街路灯を検討すべきと思いますが、
市の照明用灯具設置に関する対応方針をお示し願います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、当該道路における平成29年度以降の照明設備を含む歩道の整備状況についてです。

照明設備については、地域要望等を踏まえ、防犯灯を平成29年度に1基、平成30年度に1基、今年度3基を設置しています。

歩道については、平成29年度、歩行者と自転車通行帯を区別するための路面標示を行うとともに、警察により自転車の通行が可能であることを示す標識が設置されています。

次に、照明灯用具の設置方針についてです。

私も、山下市長や関係職員とともに、夜間この道路の歩道を歩いて見ましたが、防犯灯が少なく、住宅などもほとんどないため、大変暗く、笛吹高校の生徒をはじめ利用する方は、不安な思いをしているのではと、案じられました。

この歩道を利用する方の安全・安心のために、照明設備の設置が必要だと考えますので、設置方法や設置場所などを検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

大変前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。山下市長、それから深澤政策部長、併せてほかの職員の方で現地を見ていただいて、その暗さ、高校生が帰る中での暗さを体験していただけたのではないかと思いますけども、大変必要性を感じている次第であります。

この道路につきましては、笛吹高校から近くて、成田交差点から約1.8キロメートルの道路が南に延びております。このうち、みさかの湯西交差点から70%にあたる幹線農道1号線約1,250メートルは、優良農地の中を走るため、この先何年も人家が立ち並ぶことはないのではないかと個人的に危惧しております。電柱が立たないということで危惧しております。

昨夜、私も改めて走行してみました。冬の時期には夕方5時過ぎには暗くなります。現在6灯、合わせて6灯設置していると私、ちょっと確認したわけですが、私の住む地域の電気工事を手掛ける事業者にも調べてもらったところ、道路表面から直径12センチのパイプを立てて、それに3メートルの高さに80ワット相当のLED2灯が付き、そのさらに上に太陽電池パネルが付いたソーラー街路灯があり、販売されており、点灯点滅は日没の照度を、暗くなったことを検出して自動で点灯し、設定した時間までフル点灯し、その後、日の出まで、または電気代を節約するタイマー機能によりセーブするといいますが、点灯に切り替わり、点灯開始から14時間後に消灯をするようなものが販売されております。1件当たりの経費は工事費込みで約70万から80万程度とのこと。

通学路の安全・安心のため、できればさらに7灯ほど新設していただくことを要望し、また市内の中学校、これ以外にも市内全域で中学校などクラブ活動で遅くなって帰る子どもたちもいると思いますので、中学校近郊などでの検討も期待をしまして、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野でございます。

先ほどの武川議員の質問の中で、砂原橋に関連した質問でございますが、標部長のほうから来年の完成予定ということでお聞きしました。そういう中で、あそこが完成した暁には、非常に八代からの通勤者の、おそらくメイン道路となると思います。そういう中であそこが、白井河原八田線との交差点、非常にここが通行、出るのに非常に不便になってくると思われまして。そこで、できたらあそこに感应式でもいいし、どういった形になるか分かりませんが、ぜひ信号を設置しないと、あそこからおそらく出るのに困難な形になると思いますので、そのへんの要望をして、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

関連質問にお答えいたします。

信号の設置につきましては、交安委員会の協議がございますので、そのへんも念頭して、また協議を行いたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

ほかに質疑および質問はありますか。

（ な し ）

質疑および質問を終わります。

ただいま、議題になっております議案第136号から議案第169号までの34案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月10日から12月17日までは議案調査のため、休会といたしたいと思っております。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月10日から12月17日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は12月18日、午後3時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時25分

令和 2 年

笛吹市議会第 4 回定例会

12 月 18 日

令和2年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和2年12月18日
午後 3時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第136号 | 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第137号 | 笛吹市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第138号 | 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第139号 | 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第140号 | 笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第141号 | 笛吹市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第142号 | 笛吹市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第143号 | 笛吹市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第144号 | 笛吹市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第145号 | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について |
| 日程第11 | 議案第146号 | 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第12 | 議案第147号 | 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第13 | 議案第148号 | 令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第14 | 議案第149号 | 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第15 | 議案第150号 | 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第16 | 議案第151号 | 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第17 | 議案第152号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市クリーンセンター) |
| 日程第18 | 議案第153号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(いさわふれあいセンター(なごみの湯)) |
| 日程第19 | 議案第154号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(八代福祉センター) |

- 日程第20 議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居福祉会館（山ゆりの湯））
- 日程第21 議案第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居児童センター（学童保育室））
- 日程第22 議案第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川児童館（学童保育室））
- 日程第23 議案第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川地域振興交流センター）
- 日程第24 議案第159号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居産地形成促進施設）
- 日程第25 議案第160号 公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川農産物直売所（おごっそう家）、芦川活性化交流施設）
- 日程第26 議案第161号 公の施設に係る指定管理者の指定について（すずらんの里、兜造り茅葺古民家「藤原邸」）
- 日程第27 議案第162号 公の施設に係る指定管理者の指定について（みさか桃源郷公園）
- 日程第28 議案第163号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふるさと公園、八代南森之上多目的広場、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）
- 日程第29 議案第164号 公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃の里ふれあい文化館、いちのみや桃の里スポーツ公園、一宮スポーツ広場）
- 日程第30 議案第165号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代総合会館、若彦路ふれあいセンター、働く婦人の家、若彦路ふれあいスポーツ館、八代中央スポーツ広場、八代中央水泳プール、八代南部スポーツ広場）
- 日程第31 議案第166号 公の施設に係る指定管理者の指定について（境川総合会館（YLO会館）、境川スポーツセンター）
- 日程第32 議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里、芦川スポーツ広場、芦川テニスコート）
- 日程第33 議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂花鳥の里スポーツ広場、御坂体育館、御坂テニスコート、御坂テニス&キッズ広場）
- 日程第34 議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スコレーセンター、スコレーパリオ、石和中央テニスコート、石和農村スポーツ広場、石和清流館）
- 日程第35 発議第6号 リニア対策特別委員会の設置について
- 日程第36 選挙管理委員及び補充員の選挙

- 日程第37 議案第170号 笛吹市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第171号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第39 議案第172号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第40 同意第7号 教育委員会委員の任命について
- 日程第41 同意第8号 公平委員会委員の選任について
- 日程第42 同意第9号 名所山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第43 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	古屋始芳
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	16番	前島敏彦
17番	小林始	18番	渡辺正秀
19番	保坂利定		

3. 欠席議員

（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第136号から日程第34 議案第169号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日、12月1日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る12月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案審査について、12月11日、14日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第144号 「笛吹市火災予防条例の一部改正について」

消防本部予防課の審査では、施設に設置してある急速充電設備の出力数について質問があり、上限で200キロワットであり、200キロワットまでの施設については届出を行うとの説明がありました。また従前設備の旅館・高速のサービスエリア・公共施設での出力数は、20キロワットから50キロワットであり、従前設備について、設置された当時の基準で審査をするとの説明がありました。

また、「今後、従来の施設から新基準での施設について監督・指導をしていくのか」との質問に対し、従前施設においても、対象施設の近くに防火対象物または、危険物施設がある場合は、従来の防火査察において指導していくとの説明がありました。

議案第145号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

総務部総務課の審査では、コンプライアンスに係る職員研修について、「毎年研修をしているのか」との質問があり、「毎年度、全職員を対象に研修をしているが、今年度については、県の市町村職員研修所との合同研修である。」との説明がありました。

また、「職員研修は大切であるが、「研修を実施して終わり」ということではなく、管理職においては、職員のメンタル面も含めたチェック体制を整え、しっかり管理をするよう」意見がありました。

総務部防災危機管理課の審査では、笛吹市消防団境川分団第11部詰所浄化槽入替工事につ

いて、工事内容の詳細な説明を求め、「既存浄化槽の撤去工事、合併浄化槽5人槽の設置工事、配管工事、舗装工事などを行う。」との説明がありました。また、「工事を発注する際は、工事内容などしっかり精査し発注するように。」との意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、令和元年請願第3号「リニア中央新幹線の騒音の低減に関する請願」については、継続審査となり、1年間継続審査となったため、先例によりまして審議未了となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第136号「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号「笛吹市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第138号「笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号「笛吹市火災予防条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第145号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」につきましては、各常任委員会の分割付託しておりますので、3常任委員会委員長長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第136号から議案第138号および議案第144号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第136号から議案第138号および議案第144号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る12月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月11日、14日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第145号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査では、福祉事務所事業、役務費、電話料の増額について、さらに詳しい説明を求めたところ、新型コロナウイルスの影響に伴い、相談業務が多い保健福祉部の各事業について、来庁することが難しく、電話での対応が増えた。また、訪問、検診等の業務についても、電話での対応となったため、電話料の増額となったとの説明がありました。また、委員より、そのような中で問題は起きているかとの問いに対し、できる範囲の中で行っている。特にトラブル等は起きてはいないとの説明がありました。

教育委員会の教育総務課の審査では、教育費の中学校費、中学校施設設備維持管理事業において、御坂中トイレブース改修工事についてさらに説明を求めたところ、特別支援の必要な生徒がトイレを利用しやすいように、トイレと隣接する掃除用具の収納スペースを改修し、2つの区画を一体的に利用するための拡張工事となる、また併せてトイレ内に手すりの設置を行うものであるとの説明がありました。

なお委員1名より、教育委員会所管の補正予算案に対して反対の討論がありました。

議案第149号 「令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」では、市民環境部の国民健康保険課の審査では、総務費、事業名、徴収費の委託料について、補正前の金額に対して、補正額が大きくなっている理由について質問したところ、補正前の委託料については、保険証の更新などのアウトソーシングの委託料であり、今回の補正は、令和2年度の税制改正に対応するための新規のシステム改修の委託料であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、令和2年請願第1号 「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願」については、引き続き継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第139号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 「笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 「笛吹市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について」、賛成全員で原

案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第146号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第147号 「令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第148号 「令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第149号 「令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第152号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市クリーンセンター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第153号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（いさわふれあいセンター（なごみの湯）」）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第154号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代福祉センター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第155号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居福祉会館（山ゆりの湯）」）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第156号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居児童センター（学童保育室）」）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第157号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（境川児童館（学童保育室）」）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第164号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃の里ふれあい文化館、いちのみや桃の里スポーツ公園、一宮スポーツ広場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第165号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代総合会館、若彦路ふれあいセンター、働く婦人の家、若彦路ふれあいスポーツ館、八代中央スポーツ広場、八代中央水泳プール、八代南部スポーツ広場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第166号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（境川総合会館（YLO会館）、境川スポーツセンター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第167号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里、芦川スポーツ広場、芦川テニスコート）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第168号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂花鳥の里スポーツ広場、御坂体育館、御坂テニスコート、御坂テニス&キッズ広場）」、賛成全員で原案のとおり可決す

べきものと決定。

議案第169号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(スコレーセンター、スコレーパリオ、石和中央テニスコート、石和農村スポーツ広場、石和清流館)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長(保坂利定君)

教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第145号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第139号から議案第142号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第139号から議案第142号までは原案のとおり可決されました。

議案第146号から議案第149号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第146号から議案第149号までは原案のとおり可決されました。

議案第152号から議案第157号および議案第164号から議案第169号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本12案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本12案についての委員長報告は、可決です。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第152号から議案第157号までおよび議案第164号から議案第169号までは原案のとおり可決されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長 (小林始君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月11日および14日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第145号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について」

産業観光部観光商工課の審査では、「小規模事業者支援金支給事業の対象業種として、小規模事業者で常時使用する従業員の数とあるが、常時使用する従業員の数」について、詳しい内容の説明を求めたところ、常時使用する人数については、法人および個人事業主から昨年の確定申告の写しを提出していただき、人数を確認する。また、雇用保険を掛けられている人は、人数に含めるとの説明がありました。

「信玄公生誕500年記念事業実行委員会負担金」について、詳しい内容の説明を求めたところ、この実行委員会は、山梨県、県内全市町村、観光協会、経済団体により構成されており、負担金によりロゴマークの制作、ガイドブック、ポスター、のぼり旗等を作成する。

笛吹市においては、ガイドブックの見開きページを使い全面的に石和温泉と果実をアピールすることと、インターネットで配信していただくこととなっている。

記念事業は、令和3年2月20日のキックオフイベントを皮切りに武田信玄公の誕生日の11月3日まで行うとの説明がありました。

「国内観光活性化フォーラム in やまなしの委託料及び負担金」について、詳しい内容の説明を求めたところ、令和3年2月9日にYCC文化ホールにおいて、旅行協会に加盟する方やエージェント関係者を含めた約1千人を集めフォーラムが開催される。当日は、笛吹市をアピールするため、笛吹市・石和温泉のブースの設置および、展示物作成のための予算を計上させていただいたとの説明がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、「16款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、2節都市計画費県補助金の申請件数について」質問したところ、今回の補正は、避難路沿道建築物耐震診断等支援事業として、1軒から申請があり、実施を予定していたが、当面実施しないことになったため、建築物耐震化促進事業費補助金を減額した。また、その他の補助金は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助金であるとの回答がありました。

議案第150号 「令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について」

公営企業部の審査では、「資本的支出における工事請負費のうち、渋川改修工事に伴う水管橋添架管工事の工期について」質問したところ、山梨県管理の渋川改修工事において、本年9月から来年6月までが橋梁工事の工期となっており、県からこの工期中、水管橋添架管工事を実施するように依頼があったため、年度内に繰越工事として発注する予定であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第143号 「笛吹市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、産業観光部および農業委員会所管項目についてのうち、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第150号 「令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第151号 「令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第158号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（境川地域振興交流センター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第159号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居産地形成促進施設）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第160号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川農産物直売所（おごっそう家）、芦川活性化交流施設）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第161号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（すずらんの里、兜造り茅葺古民家「藤原邸）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第162号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（みさか桃源郷公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第163号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふるさと公園、八代南森之上多目的広場、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第145号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第143号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

議案第150号および議案第151号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第150号および議案第151号は原案のとおり可決されました。

議案第158号から議案第163号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本6案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本6案についての委員長報告は、可決です。

本6案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第158号から議案第163号までは原案のとおり可決されました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第145号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)」についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議長の許可をいただきましたので、議案第145号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)」に対する反対討論を行います。

今、コロナ第3波の真っ只中、12月議会はまさにコロナ対策議会であるべきでありました。ところが本補正予算のコロナ関連予算は、小規模事業者支援金支給事業2億9,207万円のみでありまして、医療機関、老人施設等のクラスター対策予算も医療介護支援予算も、そして困窮者支援予算もございません。どうしてこのような補正予算になるのか。5月臨時議会では、山下市長は国や県の支援に単なる上乘せするのではなく、基礎的自治体として必要なきめ細かな支援を行うと述べました。そして、市長の任期いっぱい11月までの様々な医療確保予算、生活支援予算を計上しました。ところが選挙後の初議会、私の一般質問に対する市の答弁は、感染状況や国民の認識からかけ離れた国および県は感染状況に見合った対策を講じていると思うという驚くべきものでした。

そして本補正予算では、国はよくやっているという認識の下、国の制度以外の基礎的自治体として必要なきめ細かな支援はなくなりました。

具体的に述べたいと思います。

まず、感染拡大防止対策についてです。これは自治体が根本的にやれることではありません。PCR検査の拡大など、独自の対策を取って、一定の成果を上げてきた北九州市も、ついにコロナ第3波を迎えてしまいました。国がウィズコロナなどといって、コロナを封じ込める意思も対策もない中で、コロナウイルスに関所はないからです。それでも自治体にはできることはあります。医療機関、高齢者施設職員の定期的PCR検査の実施で、院内クラスター、施設内クラスターを極力阻止することです。

また、医療機関の経営悪化に対して支援し、感染防止対策強化を促し、もってコロナ疑い患者の受け入れおよび一般患者も安心して受診できる環境をつくり、医療難民、介護難民をつくらない対策でございます。

日本共産党議員団はこのことを申し入れ続けてきましたが、補正予算には反映されませんでした。

もう1つは、コロナ流行による生活困窮に対する対策です。コロナ流行第3波の下、コロナによる生活困窮は広がり続けています。年が越せないという悲鳴も広がっています。この時期になぜ各種生活支援をやめてしまうのですか。学童保育無償化事業、保育所等副食費無償化事業、保育所等保育利用料無償化事業、自立支援医療自己負担軽減事業、ひとり親家庭特別給付金事業、障害児福祉サービス等の利用料助成事業、これらの事業が11月で終了とされました。

感染拡大が長期化して、市民の困難が増している中で、1回限りの支援について、その事業を検証した上で、2回目の支援が必要な事業もあります。

大学生等学業継続支援事業、高校生等共にながらう応援事業、ひとり親家庭特別給付金事業などでございます。

コロナ流行が長期化する中で、困窮者への新たな支援の検討が必要です。線引きが大変難しいのですが、河野議員はすでに行われている準要保護支援制度を準用して、コロナ禍で生活保護基準の1.5倍程度の所得に落ち込んだ世帯に対する給付金制度を提案しました。

こうした提案に限らず、このコロナ流行で困難に陥った市民、事業者への支援策が必要ですが、冒頭で述べました小規模事業者支援金支給事業以外、何の予算措置もありません。

笛吹市は、こうした対策が取れないのか。お金はあります。令和2年度の笛吹市基金残高は昨年172億円と見込まれていましたが、今、178億円と見込まれております。昨年の長期財政推計では、10年後の基金残高は175億円と見込まれておりましたが、今年の推計では

180億円と見込まれております。大変大きな基金です。私たちは、基金残高172億円の時期でも年5億円程度、10年間、市民の暮らしと将来の安全のために取り崩しても差し支えないと言ってきました。ましてや178億円の基金残高が見込まれる今年度、この基金をコロナ対策に活用すべきだと主張します。

まったく不十分なコロナ対策予算、11月までの対策までやめてしまった本補正予算に反対いたします。

なお、早期に臨時議会等を開き、こうした対策をしっかりとることを求めて反対討論といたします。

○議長（保坂利定君）

賛成討論を許します。

（なし）

討論を終結します。

これより議案第145号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、すべて可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

ご着席ください。

起立多数です。

よって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

日程第35 発議第6号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

それでは発議第6号 「リニア対策特別委員会の設置について」、ご説明申し上げます。

発議第6号につきましては、地方自治法第109条および笛吹市議会委員会条例第6条の規定に基づき提出します。

令和2年12月18日

笛吹市議会議長 保坂利定殿

提出者

笛吹市議会議員 小林 始

賛同者

笛吹市議会議員 神宮司正人

〃 武川 則幸

「リニア対策特別委員会の設置について」の提案理由

リニア中央新幹線は、令和9年（2027年）に品川～名古屋間で営業運転を開始する方針が発表され、現在、山梨県にあるリニア実験線では実用化にむけ様々な試験が行われている。また、東海旅客鉄道株式会社による、用地取得、建設工事が進められ、周辺自治体においては、リニア活用による山梨の活性化のための様々な議論、活動がなされている。

リニア中央新幹線の開通により山梨県はもとより本市においても、大都市との多彩な交流を生みだし、新たな観光客の誘致、企業の進出、さらには都市からの定住人口の増大が期待される。

今後も実験線活用とリニア中央新幹線の影響への対策と早期実現を推進するために、笛吹市議会委員会条例第6条の規定により、笛吹市議会にリニア対策特別委員会を設置する。

「リニア対策特別委員会の設置に関する決議」について、名称はリニア対策特別委員会。

「設置の根拠」「目的」は、先ほど申し上げたとおりでございます。

設置期間は、現議員の任期までとする。

委員の定数は、9名でございます。

以上、「リニア対策特別委員会の設置について」の提出する内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（保坂利定君）

討論はありませんか。

反対討論を許します。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議長の許可が出ましたので、リニア対策特別委員会の設置に反対する立場から討論を行います。

当リニアは、まず大まかに言って3点ほど大きな問題を抱えています。

まず1点は、このプロジェクトが国家の国家プロジェクトなのか、JR東海という一民間のプロジェクトであるか、それさえ定かでないということは、国会でもこのリニアについて、しっかり議論、討論された経緯がない。そういう中で、3兆円の財政投融资、このような問題もありますけれど、この性格さえしっかり見定められていないということが1点。

2点目として、あまりにも大きな環境問題を引き起こしている。そしてそれは、とりもなおさず環境アセスメントのずさんさ、そういうところからきています。とりわけ山梨県は、南アルプスの問題、この問題に対して、エコパークとか、そういう問題の中でこれが位置づけられていない。すでに実験線においても、とりわけ日照の問題とか大きな問題が現実化しています。

そして3点目としては、何よりもこのリニアというのが、高度経済成長期の発想で造られたものであります。時代はもう、むしろ持続可能な開発をどのように進めていくかということで、そういうところのSDGsの考え方のいくつかの項目からしても、非常にずれたものであることは明白であります。

そういう中で、このリニアに対してはいくつもの訴訟が今、戦われているところであります。

そしてもし、笛吹市で考えるなら、むしろJR東日本のこの中央本線、こちらのほうの整備をどう進めるか、こちらのほうにもっともっと軸足を移すべきだというふうに考えています。

国際的にみても、ドイツはすでに10数年前にリニアから撤退しています。経済性、そして実用性に、これは非常に大きな無理があるというところで撤退しています。そしてわずか、実用化されているのは上海です。上海は、空港から都心までリニアを引くということで、ところが電磁波の問題とか環境問題、多くの環境問題で、はるか郊外でストップしています。それがリニアの現実です。

とりわけコロナ以降の働き方、生活様式も変わってきます。そういう中で、われわれが率先

してリニアを進める、この特別委員会が何よりも推進というところに力が、造ることを前提にして環境を考える、早く造る、そういうところに目的があるわけですから、その点を考えますと、以上述べた理由によって、私は設置に反対をいたします。

以上。

○議長（保坂利定君）

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、発議第6号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

ご着席ください。

起立多数です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

重ねて、お諮りします。

ただいま設置されましたリニア対策特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、保坂利定、神澤敏美君、神宮司正人君、武川則幸君、小林始君、荻野謙一君、中村正彦君、渡辺清美君、落合俊美君、以上の9名を指名をします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名しました議員をリニア対策特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各委員は、休憩中に委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定によって正副委員長の互選を行い、報告願います。

○議長（保坂利定君）

日程第36 「笛吹市選挙管理委員及び補充員の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。
ただいまから指名します。
選挙管理委員に河野修君、向山和夫君、吉岡弘子君、成島敦志君。
補充員に川手鶴子君、返田隆君、鶴田一二三君、中村新吾君。
以上のおり指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました方が笛吹市選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に当選されました。
次に、補充員の順序についてお諮りします。
補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがいまして、補充員の順序はただいま議長が指名しました順序に決定をいたしました。
ここで暫時休憩といたします。
再開を午後4時15分といたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時17分

○議長 (保坂利定君)

再開いたします。
休憩中、リニア対策特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長より報告させます。
田中議会事務局長。

○議会事務局長 (田中親吾君)

それでは、ご報告申し上げます。
リニア対策特別委員会委員長に荻野謙一議員、副委員長に落合俊美議員。
以上でございます。

○議長 (保坂利定君)

ただいま、市長より議案3案、同意案件3件が提出されました。
お諮りします。
これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第37 議案第170号から日程第42 同意第9号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました議案6件について概略をご説明申し上げます。

はじめに、議案第170号 「笛吹市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について」は、本年8月に起こった職員の不祥事に関し、管理監督の最高責任者等として、市政に対する信頼失墜の責任を重く受け止め、給与の減額に関する条例を制定するものです。

続きまして、議案第171号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,244万円を追加し、歳入歳出予算総額を432億6,180万円とするものです。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長引く中、ひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあり、国は「ひとり親世帯臨時特別給付金」について、年内に再支給を行うこととし、12月11日に閣議において予備費からの追加支出を決定したことから、本市としても所要の経費を追加するものです。

続きまして、議案第172号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員今泉利恵氏の任期が令和3年3月末日をもって満了することに伴い、今泉氏を再任するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

今泉氏の任期は、令和3年4月1日から3年間です。

続きまして、同意第7号 「教育委員会委員の任命について」です。

教育委員会委員2名の任期が令和2年12月末日をもって満了することに伴い、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は、内田淳氏、飯田多恵子氏です。2人とも新任で、任期は令和3年1月1日から4年間です。

続きまして、同意第8号 「公平委員会委員の選任について」です。

公平委員会委員曾根哲哉氏の任期が令和2年12月20日で満了することに伴い、曾根氏を再任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

曾根氏の任期は、令和2年12月21日から4年間です。

続きまして、同意第9号 「名所山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の改選に伴い、新たに委員として岡保則氏、橘田重友氏、橘田民部氏、成島正樹氏、北野正久氏、向山徳昌氏、仲澤均氏の7人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および名所山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

向山氏は再任、ほかの6人は新任であり、任期は令和3年1月1日から2年間です。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案につきまして、ご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保坂利定君）

これより日程第37 議案第170号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第170号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第170号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第170号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第170号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第170号は原案のとおり可決されました。

次に日程第38 議案第171号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第171号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第171号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第171号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第171号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第171号は原案のとおり可決されました。

次に日程第39 議案第172号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第172号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。 の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第172号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第172号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第172号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第172号は原案のとおり可決されました。

次に日程第40 同意第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第7号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。 の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第7号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 全 員)

着席してください。

起立全員です。

よって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

ただいま、教育委員に同意されました内田淳君、飯田多恵子君の2名から議場でのあいさつの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、内田淳君、飯田多恵子の案内をお願いいたします。

(入 場)

ご紹介します。

ただいま、教育委員に同意されました内田淳君、飯田多恵子君です。

はじめに内田淳君、あいさつを許しますので登壇願います。

○教育委員 (内田淳君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、教育委員の選任に同意していただきました内田淳と申します。

笛吹市教育委員としての職責を果たすために最善を尽くす所存でございます。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 (保坂利定君)

次に飯田多恵子君のあいさつを許しますので、登壇願います。

○教育委員 (飯田多恵子君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、教育委員の選任の同意をいただきました飯田多恵子でございます。

今回、教育委員という重責を担わせていただくことになりました。笛吹市の教育と文化発展のために貢献できるよう努力する所存でございます。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

○議長 (保坂利定君)

内田淳君、飯田多恵子君の退場を求めます。

(退 場)

次に日程第4 1 同意第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第8号については、会議規則第36条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより同意第8号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、同意第8号は原案のとおり同意されました。

次に日程第42 同意第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第9号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより同意第9号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、同意第9号は原案のとおり同意されました。

○議長(保坂利定君)

日程第43 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出さ

れております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出があり、これを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和2年笛吹市議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、12月1日から本日まで18日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について様々なご質問をいただきましたが、現状の課題としてしっかり認識し、市政発展のため、生かしていく考えですので、一層のご協力をお願いいたします。

今年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、これまでとはまったく異なる1年となりました。

国内では1月16日に、県内では3月6日に初の感染者が確認され、4月には初の緊急事態宣言が発令されました。その後、何度も感染拡大の波が押し寄せ、市民生活や地域経済への打撃が著しく、現在もその影響は続いています。

これまで市では、感染拡大を防ぐため、また市民生活や地域経済を守り抜くため、きめ細やかな支援を行うべく市独自の支援策に取り組んできました。

市では、これからも気を緩めず感染症対策を行っていくとともに、アフターコロナにおける市民生活や地域経済の回復に向けた取り組みに力を注いでいきます。

市民の皆さまには、今後もマスクの着用、手洗いの励行、こまめな換気など、基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

日に日に寒さが増し、本格的な冬の到来が感じられるようになりました。

「笛吹物語」「冬」の演出として、12月1日から2月28日まで「さくら温泉通り」と「駅前通り」を約4万球のイルミネーションで彩っています。

観光客はもとより、市民の皆さまにも幻想的な雰囲気をお楽しみいただきたいと思います。

年明けには、各種行事を予定しています。

1月5日には、令和3年新春祝賀会「叙勲、褒章、大臣表彰、県政功績者、受章者を祝う会」を、いちのみや桃の里ふれあい文化館で開催します。

今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、例年に比べ、招待者の数を絞った祝賀会の開催となりますが、市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席いただき、受章者の功績を称えたいと思います。

1月10日には、笛吹市消防団出初め式を石和農村スポーツ広場で行います。消防団員291人が参加し、消防団員の団結力の強化を図るとともに、多年に渡る功労者の功績を称えます。

さらに同日、笛吹市成人式を、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館において開催し、680人

余の新成人の希望に満ちた門出を祝います。

各行事の開催に際しましては、議員の皆さまにもご参加をお願いいたします。

また、1月26日から3月21日まで、新宿区立漱石山房記念館において、「漱石山房の津田青楓」というタイトルで特別展が開催されます。

津田青楓は、夏目漱石と親しく交流し、絵画を教えたほか、漱石の作品「道草」「明暗」などの表紙のデザインを数多く手掛けました。

特別展では、笛吹市の青楓美術館の作品も展示されますので、多くの皆さまにご覧いただける機会となることを期待しています。

本年は、市役所における年間の行動テーマに、「役割と責任」を掲げました。職員一人ひとりが、果たすべき役割を明確にし、責任を全うすることを求め、職員の質の底上げを図りました。

職員の仕事ぶりを見ますと、市役所一丸となった新型コロナウイルス感染症対策の取り組みなどに、意識改革の成果が感じられました。

さて、来年は丑年です。丑の年は、先を急がず計画的に一步一步着実に物事を進めることが大切な年とされています。

これからも市民の皆さまと対話しながら、施策や事業を着実に推進するとともに、新たな課題にも積極果敢に取り組み、市の将来像を実現するため、失敗を恐れずチャレンジを続けていきます。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えます。

議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ご健勝にて、ご活躍されますことをお祈りし、あいさついたします。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和2年笛吹市議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時42分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶